

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

本則

- 一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）…………… 1
- 二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）…………… 239
- 三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）…………… 241

附則

- 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（附則第十七条関係）…………… 251
- 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第十八条関係）…………… 253
- 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（附則第十九条関係）…………… 255



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 特定事態における資本の増強に関する特別措置（第三十四條の九の二―第三十四條の九の十四）</p> <p>第四章の四 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置</p> <p>第一節 組織再編成等実施計画等の認定等（第三十四條の十一―第三十四條の十五）</p> <p>第二節 共同化措置実施計画の認定等（第三十四條の十六―第三十四條の十九）</p> <p>第三節 資金交付契約（第三十四條の二十）</p> <p>第四節 雑則（第三十四條の二十一）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第三十四條の十一―第三十四條の十六）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融</p>

機関等の金融機能の強化を図るため、当分の間、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2～5 (略)

6 この法律において「金融組織再編成」とは、次に掲げる行為であつて、その当事者(第二号又は第四号に掲げる行為にあつては、当該行為を共同して行う金融機関等を含む。第三章及び第三十四条の九の三において同じ。)のいずれかが銀行持株会社でないもの(第七号にあつては、同号に規定する金融機関等又は他の金融機関等)のいずれかが銀行持株会社でないもの)をいう。

一～六 (略)

七 金融機関等による他の金融機関等の株式の取得(当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合を除く。)

(削る)

機関等の金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2～5 (略)

6 この法律において「金融組織再編成」とは、次に掲げる行為であつて、その当事者(第二号又は第四号に掲げる行為にあつては、当該行為を共同して行う金融機関等を含む。第三章において同じ。)のいずれかが銀行持株会社でないものをいう。

一～六 (略)

七 他の金融機関等への株式の交付(当該交付により当該他の金融機関等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。)

八 他の金融機関等からの交付による株式の取得(当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は

第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(株式等の引受け等に係る申込み)

第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）から当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（第十五条第一項及び第三十四条の二並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五十五条第一項、第二百二十六条の二十二第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 機構は、銀行持株会社等から当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（第十五条第二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第

経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に属するものとし、第一号及び第四号に掲げる場合を除く。）

第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(株式等の引受け等に係る申込み)

第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）から令和八年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（第十五条第一項及び第三十四条の二並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五十五条第一項、第二百二十六条の二十二第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 機構は、銀行持株会社等から令和八年三月三十一日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（第十五条第二項並びに預金

六十九条第一項、第一百一条第一項、第五十五条第二項、第二百二十六条の二十二第二項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。)を受けるときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

(経営強化計画)

第四条 金融機関等又は銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社(当該銀行持株会社等がその子会社(金融機関等に限る。)の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合における当該子会社をいう。以下この章において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画(経営の強化のための計画をいう。以下同じ。)を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一～三 (略)

四 従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任(当該金融機関等が特定協同組織金融機関等(第三十四条の二に規定する

保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五十五条第二項、第二百二十六条の二十二第二項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。)を受けるときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

(経営強化計画)

第四条 金融機関等又は銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社(当該銀行持株会社等がその子会社(金融機関等に限る。)の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合における当該子会社をいう。以下この章において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画(経営の強化のための計画をいう。以下同じ。)を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一～三 (略)

四 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

協同組織金融機関等のうち同条第一号及び第二号に掲げる者をいう。第十六条第一項第五号イ、第三十四条の九の二第一項第二号及び第三十四条の九の三第一項第三号イにおいて同じ。)である場合に限り、(その他の責任ある経営体制(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。))の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

五〇十 (略)

2 (略)

(株式等の引受け等の決定)

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一〇九 (略)

十 この項の規定による決定を受けて協定銀行(預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。)が協定(第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下この条から第四章の三までにおいて同じ。)の定めにより取得する株式等(次に掲げるものを含む。)又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ・ロ (略)

五〇十 (略)

2 (略)

(株式等の引受け等の決定)

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一〇九 (略)

十 この項の規定による決定を受けて協定銀行(預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。)が協定(第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。)の定めにより取得する株式等(次に掲げるものを含む。)又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ・ロ (略)

十一 (略)

2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる会社法第百十五条に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。）であつて、剰余金の配当及び剰余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。第七条第一項及び第二項、第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項において同じ。）の引受けによるものとする。ただし、第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等若しくはその対象子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

3 3 6 (略)

（取得株式等に係る優先出資に係る発行者に関する特例）

第八条の二 第十四条第一項に規定する対象金融機関等であつて協定銀行が現に保有する第十条第二項に規定する取得株式等に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この条において「優先出資発行対象金融機関等」という。）が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金（優先出資法第二条第八項に規定する法定準備金をいう。次項において同じ。）の額を減少する場合における優先出資法第四十四条第三項の規定の適用について

十一 (略)

2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる会社法第百十五条に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。）であつて、剰余金の配当及び剰余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。第七条において同じ。）の引受けによるものとする。ただし、第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等若しくはその対象子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

3 3 6 (略)

（資本準備金等に関する特例）

第八条の二 第十四条第一項に規定する対象金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等（第十条第二項に規定する取得株式等）をいう。次条において同じ。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（次条において「優先出資発行対象金融機関等」という。）は、当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十六条第二項、中小企業等協同組合法第五十八条第三項、労働金庫法（昭和二十八年法律第

は、同項中「普通出資者総会の決議によって、消却」とあるのは、「消却」とし、優先出資発行対象金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「普通出資者総会の決議によって、消却」とあるのは、「消却」とする。

2 優先出資発行対象金融機関等が前項に規定する取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金若しくは法定準備金又は資本金（第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において「資本金等」という。）の額を減少する場合には、優先出資法第四十四条の二から第四十四条の四までの規定は、適用しない。

（削る）

二百二十七号）第六十条第二項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第一百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに優先出資法第四十二条第四項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金（優先出資法第二条第八項に規定する法定準備金をいう。次条第一項、第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において同じ。）の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

（自己優先出資の消却に関する特例）

第八条の三 優先出資発行対象金融機関等は、前条の規定による資本準備金及び法定準備金の額の減少並びに剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金及び法定準備金を計上していない場合には、優先出資法第四十四条第三項の規定にかかわらず、取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

2 優先出資発行対象金融機関等に係る取得株式等に係る優先出資については、優先出資法第十五条第一項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会又は総代会の決議又は議決によって消却を行うことができる。

(経営強化計画の変更)

第九条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は、第四条第一項の規定により提出した経営強化計画(この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下第十条までにおいて単に「経営強化計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするとき(第十一条第一項の規定による命令を受けて経営強化計画の変更をしようとするときを含む。)は、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、変更前の経営強化

- 1 前項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合
- 2 新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合
- 3 前項の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。
- 4 第二項の決議又は議決は、優先出資発行対象金融機関等の定款の変更の決議又は議決の例による。

(経営強化計画の変更)

第九条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は、第四条第一項の規定により提出した経営強化計画(この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下第十条までにおいて単に「経営強化計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、変更前の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するもの

計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2・3 (略)

4 主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画（第十一条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第十一条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第四条第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は」とあるのは「第六条の規定は」と、「が同項」とあるのは「が第一項」と、「について、それぞれ」とあるのは「について」とする。

第十一条 主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社の組織再編成その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得株式等又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係

とする。

2・3 (略)

(新設)

第十一条 (新設)

る経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の変更を命ずることができる。

- 2 主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要限度において、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。
- 3 前二項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、当該取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。

（株式交換等の認可）

第十三条 （略）

- 主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等を含む。）以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要限度において、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。
- 2 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、当該取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。

（株式交換等の認可）

第十三条 （略）

2・3 (略)

4 第六条の規定は主務大臣が前項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う株式交換等により第二項第一号に規定する銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条から前条までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第七條第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七條第三項	第五十六條	第八十九條及び第九十條
	同条中	これらの規定中
	第五條第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第十三條第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による同法第五條第二項

2・3 (略)

4 第六条の規定は主務大臣が前項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から前条までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)

第九條第一 項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(合併等の認可)

第十四条 (略)

2～6 (略)

7 前各項の規定は、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等（第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの（承継子会社（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「対象子会社等」という。）のうち、経営強化計画（第四条第一項、前条第三項（第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十項の規定により提出したもの、第九条第一項（前条第四項（第十二項において準用する場合を含む。））、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による承認を

第九條第一 項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(合併等の認可)

第十四条 (略)

2～6 (略)

7 前各項の規定は、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等（第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの（承継子会社（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「対象子会社等」という。）のうち、経営強化計画（第四条第一項、前条第三項（第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十項の規定により提出したもの、第九条第一項（前条第四項（第十二項において準用する場合を含む。））、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による承認を

受けた変更後のもの又は第十二条第一項（前条第四項（第十二項において準用する場合を含む。））、第十一項及び第十二項の規定において準用する場合を含む。）の規定若しくはこの項において準用する第三項の規定による承認を受けたものをいう。）を実施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	(略)	協定銀行が第七項に規定する経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社分割
第二項	(略)	第七項に規定する経営強化計画を同項に規定する

受けた変更後のもの又は第十二条第一項（前条第四項（第十二項において準用する場合を含む。））、第十一項及び第十二項の規定において準用する場合を含む。）の規定若しくはこの項において準用する第三項の規定による承認を受けたものをいう。）を実施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	(略)	協定銀行が当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社分割
第二項	(略)	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提

(略)	(略)	(略)	(略)	対象子会社等のうち当該経営強化計画を実施しているものと連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る事業
(略)	(略)	(略)	第七項に規定する承継子会社（以下第五項までに「承継子会社」という。）を含む	

8 対象金融機関等でない発行金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持

(略)	(略)	(略)	(略)	出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る事業
(略)	(略)	(略)	承継子会社を含む	

8 対象金融機関等でない発行金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持

株式会社等」という。)を含む。次項第一号及び第二号並びに第十二項において同じ。)は、合併等を行うおうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

9・10 (略)

11 第四条第二項の規定は主務大臣が第三項(第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は主務大臣が第三項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う合併等により対象金融機関等又は承継金融機関等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社について、第十条及び第十一条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社(当該経営強化計画を当該承継子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)について、第十二条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

項	第七條第二	による変更の登記	立の登記
		に係る変更の登記又は設	

株式会社等」という。)を含む。次項において同じ。)は、合併等を行うおうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

9・10 (略)

11 第四条第二項の規定は主務大臣が第三項(第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は主務大臣が第三項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社について、第十条及び第十一条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社(当該経営強化計画を当該承継子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)について、第十二条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------

第七條第三項	第五十六條	第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條
第九條第一項	同條中 第五條第一項の規定による決定に従つた同條第二項	これらの規定中 第十四條第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する合併等による同法第五條第二項
(略)	(略)	(略)

12 第六條の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七條の規定は第八項の規定による認可を受けて行う合併等により発行金融機関等又は第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九條から第十二條までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二條第一項の規定による承認を受けた

(新設)	(新設)	(新設)
第九條第一項	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

12 第六條の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九條から第十二條までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二條第一項の規定による承認を受けたものを含む。）について、前條の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編

ものを含む。)について、前条の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七條第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七條第三項	第五十六條	第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條
	同條中	これらの規定中
	第五條第一項の規定による決定に従つた同條第二項	第十四條第八項の規定による認可を受けて行う同條第一項に規定する合併等による同法第五條第二項

成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

第九條第一 項	(略)	第十條第一 項	第十一條第 一項及び第 二項	(略)	前條第四項 の表第七條 第三項の項
(略)	(略)	(略)	金融機関等 (	(略)	第五十六條
第十四條第七項に規定す る対象子会社等(以下第 十三條までにおいて「対 象子会社等」という。)	(略)	(略)	対象子会社等 (	(略)	第八十條、第八十一條、 第八十五條及び第八十六 條
					第五條第一項の規定によ る決定に従つた同條第二 項
					第十四條第八項の規定に よる認可を受けて行う同 條第一項に規定する合併

第九條第一 項	(略)	第十條第一 項	(新設)	(略)	前條第四項
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	経営強化計画を提出した 金融機関等は
対象子会社等	(略)	(略)	(新設)	(略)	経営強化計画を提出した 対象子会社等は
					経営強化計画を提出した 金融機関等 (
					経営強化計画を提出した 対象子会社等 (

前条第四項の表第十條第一項の項		前条第四項の表第九條第一項の項	
融機関等又は同項の規定が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定	金融機関等は	銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は	株式交換等による同法第五條第二項
対象子会社等	第十四條第七項	第十四條第七項	株式交換等

(新設)		(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	

<p>金融機関等は</p>	<p>社は</p> <p>行持株式会社等の対象子会社は</p>	<p>金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。</p>	<p>による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社</p>
<p>金融機関等は</p>	<p>社は</p> <p>行持株式会社等の対象子会社は</p>	<p>金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。</p>	<p>による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社</p>
<p>金融機関等は</p>	<p>社は</p> <p>行持株式会社等の対象子会社は</p>	<p>金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。</p>	<p>による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社</p>
<p>金融機関等は</p>	<p>社は</p> <p>行持株式会社等の対象子会社は</p>	<p>金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。</p>	<p>による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社</p>

第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強  
に関する特別措置

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成（金融組織再編成のうち合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者が連名であるものに限る。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならぬ。

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行

第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強  
に関する特別措置

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から令和八年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成（金融組織再編成のうち合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。）である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者が連名であるものに限る。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならぬ。

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行

持株会社等から当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

3・4 (略)

(金融組織再編成に係る経営強化計画)

第十六条 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等（前条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下同じ。）が同条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一〇四 (略)

持株会社等から令和八年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

3・4 (略)

(金融組織再編成に係る経営強化計画)

第十六条 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等（前条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この章及び第五章において同じ。）が同条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一〇四 (略)

五 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）  
その他の責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ・ハ (略)

二 組織再編成銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式の引受けを求め額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社（当該組織再編成銀行持株会社等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実にために同項の申込みをする場合における当該組織再編成金融機関等をいう。以下この章及び第三十四条の九の三第一項第三号二において同じ。）に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

六 (略)

2～4 (略)

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければ

五 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ・ハ (略)

二 組織再編成銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式の引受けを求め額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社（当該組織再編成銀行持株会社等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実にために同項の申込みをする場合における当該組織再編成金融機関等をいう。以下この章において同じ。）に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

六 (略)

2～4 (略)

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融

ばならない。

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等)

第十七条 (略)

2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式(議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる会社法第百十五条に規定する議決権制限株式(主務省令で定めるものに限る。))であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下この章において同じ。)の引受けによるものとする。ただし、第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等若しくはその対象組織再編成子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

3 7 (略)

8 第五条第四項から第六項までの規定は第一項の規定による決定について、第六条の規定は主務大臣が当該決定をした場合における前条第一項から第三項までの規定により提出を受けた経営強化計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について

機能強化審査会の意見を聴くものとする。

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等)

第十七条 (略)

2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式(議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる会社法第百十五条に規定する議決権制限株式(主務省令で定めるものに限る。))であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下この章及び第十九条第五項において同じ。)の引受けによるものとする。ただし、第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等若しくはその対象組織再編成子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

3 7 (略)

8 第五条第四項から第六項までの規定は第一項の規定による決定について、第六条の規定は主務大臣が当該決定をした場合における前条第一項から第三項までの規定により提出を受けた経営強化計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について

、第八条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合について、第八条の二の規定は第二十四条第一項に規定する対象組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等（第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。）に係る優先出資に係る発行者であるものが当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本等の額を減少する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした同条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等」と、第六条中「その子会社等を含む。以下この条において同じ。」とあるのは「当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。」又はその子会社等」と、「当該金融機関等」とあるのは「当該金融機関等又はその子会社等の」と、第七条第三項中「第五条第一項」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

（金融組織再編成に係る経営強化計画の変更）

、第八条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合について、第八条の二の規定は第二十四条第一項に規定する対象組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等（第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行対象組織再編成金融機関等」という。）が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等」と、第六条中「その子会社等を含む。以下この条において同じ。」とあるのは「当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。」又はその子会社等」と、「当該金融機関等」とあるのは「当該金融機関等又はその子会社等の」と読み替えるものとする。

（金融組織再編成に係る経営強化計画の変更）



、第八条の規定は当該承認を受けて組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合について、第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第十七条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は第一項の規定による承認に係る変更後の経営強化計画について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

項	第五條第六項	(略)	第十五條第一項の申込みをした第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等(次条において「計画提出金融機関等」という。)又は第十五條第二項の申込みをした同條第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等
第六條	(略)	(略)	
第七條第三項	第五條第一項の規定による決定に従つた同條第二	第十九條第一項の規定による承認を受けた同法第	

第八条の規定は当該承認に従い組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合について、第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第十七条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は第一項の規定による承認に係る変更後の経営強化計画について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

項	第五條第六項	(略)	第十五條第一項の申込みをした計画提出金融機関等又は同條第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等
第六條	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	

		項	
第十七条第 六項	第二項の規定により提出 した経営強化計画	第十七条第二項	第二項の規定により提出 した経営強化計画（第十 九条第一項の規定による 承認を受けた変更後のも のを含む。）
(略)	(略)	(略)	(略)

6

主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画（第二十一  
 条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提  
 出を受けた場合における第三項及び前項の規定の適用については、  
 第三項中「第一号から第三号まで、第四号イからニまで、第五号、  
 第六号イ、ロ及びニ（2）を除く。」並びに第九号に掲げる要件（第  
 十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。  
 以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより  
 株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場  
 合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及び  
 ニ（1）に掲げる要件を除く。）の全てに該当する」とあるのは「当該  
 変更後の経営強化計画に記載された事項が第二十一条第一項の規定  
 による命令の内容に適合する」と、前項中「第十六条第五項の規定  
 は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受

(新設)

第十七条第 六項	前条第二項の規定により 提出した経営強化計画		前条第二項の規定により 提出した経営強化計画（ 第十九条第一項の規定に よる承認を受けた変更後 のものを含む。）
(略)	(略)	(略)	(略)

けた場合について、第十七条第二項」とあるのは「第十七条第二項」とし、第三項ただし書の規定は適用しない。

第二十一条 主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得株式等又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要限度において、当該決定に係る経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の変更を命ずることができる。

2) 主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要限度において、当該経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の履行状況に関し参考となるべき報告

第二十一条（新設）

主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、同項の規定による決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要限度において、当該経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行

又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(金融組織再編成に係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第二十二条 (略)

2・3 (略)

4 第六条の規定は主務大臣が第一項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営計画について、第十二条第三項及び第四項並びに第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、前二条の規定は前項の規定により提出された経営計画について、それぞれ準用する。この場合において、第六条中「金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等(第十二条第三項において「計画提出金融機関等」といい、第二十二條第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当

持株会社等を含む。)に対し、当該経営強化計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 第十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(金融組織再編成に係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第二十二条 (略)

2・3 (略)

4 第六条の規定は主務大臣が第一項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営計画について、第十二条第三項及び第四項並びに第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、前二条の規定は前項の規定により提出された経営計画について、それぞれ準用する。この場合において、第六条中「金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「計画提出金融機関等(当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等の」と、第十二条第三項中「金融機関等又は対象子会社(当該経営強化計画を当該

該計画提出金融機関等又はその子会社等」と、第十二条第三項中「金融機関等又は対象子会社（当該経営強化計画を当該対象子会社と」とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画を」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と読み替えるものとする。

（組織再編成金融機関等の株式交換等の認可等）

第二十三条（略）

2～4（略）

5 第六条の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営計画について、第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う株式交換等により第二項第一号に規定する銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）、第五項及び第六項の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。）について、前三条の規定は当該経営強化計画又は当該経営計画（この項において準用する前条第三項の規定により提出されたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

対象子会社と」とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画を」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と読み替えるものとする。

（組織再編成金融機関等の株式交換等の認可等）

第二十三条（略）

2～4（略）

5 第六条の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）及び第五項の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。）について、前三条の規定は当該経営強化計画又は当該経営計画（この項において準用する前条第三項の規定により提出されたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六條			第七條第二項	第七條第三項	
(略)			による変更の登記	第五十六條	第五條第一項の規定による決定に従つた同條第二項
第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等（第二十三條第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等			に係る変更の登記又は設立の登記	第八十九條及び第九十條	第二十三條第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換

第六條			(新設)	(新設)	
(略)			(新設)	(新設)	(新設)
計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等			(新設)	(新設)	(新設)

<p>三項 第十九条第</p>	<p>一項 第十九条第</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>第二十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した計画提出金融機関等(主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)は</p>	<p>等による同法第十七条第二項</p>

<p>三項 第十九条第</p>	<p>一項 第十九条第</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>第二十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した計画提出金融機関等は</p>	

第十九条第五項	次の	<p>第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十九条及び第九十条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の</p>
第十九条第五項の表第六条の項	<p>金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）</p>	<p>第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画</p>
<p>計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新</p>	<p>当該変更後の経営強化計画</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

	第十九条第五項の表第七条第三項の項		第十九条第六項
に設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等	第十九条第五項の規定による決定に従った同条第二項	受けた同法第十七条第二項	、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ（(2)を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引
	第二十三条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による	受けた	及び第七号から第九号までに掲げる要件
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)

(略)	(略)	(略)	受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。
-----	-----	-----	---

(組織再編成金融機関等の合併等の認可等)

第二十四条 (略)

255 (略)

6 前各項の規定は、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った組織再編成銀行持株会社等の対象組織再編成子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等（承継組織再編成金融機関等を含む。）であつて当該組織再編成金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象組織再編成金融機関等でなくなったもの（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等（以下この条において「承継組織再編成子会社」という。）を含む。以下この条において「対象

(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	--

(組織再編成金融機関等の合併等の認可等)

第二十四条 (略)

255 (略)

6 前各項の規定は、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った組織再編成銀行持株会社等の対象組織再編成子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等（承継組織再編成金融機関等を含む。）であつて当該組織再編成金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象組織再編成金融機関等でなくなったもの（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等（以下この条において「承継組織再編成子会社」という。）を含む。以下この条において「対象

組織再編成子会社等」という。)のうち、経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)、前条第三項(第十二項において準用する場合を含む。))若しくは第九項の規定により提出したもの、第十九条第一項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定若しくはこの項において準用する第三項の規定による承認を受けたものをいう。)又は経営計画(第二十二条第三項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))の規定、前条第四項(第十二項において準用する場合を含む。))の規定、この項において準用する前項の規定又は第十項の規定により提出したものをいう。)を実施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	(略)	協定銀行が第六項に規定する経営強化計画又は経営計画に係る第十七条第一項の規定による決定を
-----	-----	--

組織再編成子会社等」という。)のうち、経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。))、前条第三項(第十二項において準用する場合を含む。))若しくは第九項の規定により提出したもの、第十九条第一項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定若しくはこの項において準用する第三項の規定による承認を受けたものをいう。)又は経営計画(第二十二条第三項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))の規定、前条第四項(第十二項において準用する場合を含む。))の規定、この項において準用する前項の規定又は第十項の規定により提出したものをいう。)を実施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	(略)	協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の
-----	-----	--

第二項	
(略)	
<p>受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併等</p>	<p>第六項に規定する経営強化計画又は経営計画を同項に規定する対象組織再編成子会社等のうち当該経営強化計画又は経営計画を実施しているものと連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象組織再編成子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画若しくは経営計画に係る事業</p>
第二項	
(略)	
<p>定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併等</p>	<p>当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等が、当該金融機関等又は合併等の後において当該経営強化計画若しくは経営計画に係る事業</p>

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	第六項に規定する承継組織再編成子会社（以下第五項までにおいて「承継組織再編成子会社」という。）を含む	(略)

7 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。）を含む。次項第一号及び第二号並びに第十二項において同じ。）は、合併等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

8～10 (略)

11 第六条の規定は主務大臣が第三項（第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による承認をした場合

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	承継組織再編成子会社を含む	(略)

7 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。）を含む。次項において同じ。）は、合併等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

8～10 (略)

11 第六条の規定は主務大臣が第三項（第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による承認をした場合

における第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第五項（第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出を受けた経営計画について、第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う合併等により対象組織再編成金融機関等又は承継組織再編成金融機関等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第五項の規定は主務大臣が第三項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）、第五項及び第六項の規定は第三項の規定による承認を受けた場合における同項の規定により経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、第二十条及び第二十一条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。）について、第二十二条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条	(略)
	第二十四条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等（以下第十九条第三項までにおいて

における第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第五項（第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出を受けた経営計画について、第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第五項の規定は主務大臣が第三項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）、及び第五項の規定は第三項の規定による承認を受けた場合における同項の規定により経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、第二十条及び第二十一条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。）について、第二十二条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六条	(略)
	承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社（当該経営強化計画又は経営計画を当該

項 第七条第二		
による変更の登記	(略)	
立の登記	(略)	<p>「承継組織再編成金融機 関等」という。)若しく は第二十四条第六項に規 定する承継組織再編成子 会社(以下第十九条第三 項までにおいて「承継組 織再編成子会社」とい 、第二十四条第三項又は 第五項(これらの規定を 同条第六項において準用 する場合を含む。)の規 定により経営強化計画又 は経営計画を当該承継組 織再編成子会社と連名で 提出した銀行持株会社等 を含む。以下この条にお いて同じ。)又はこれら の子会社等</p>
(新設)		
(新設)	(略)	
(新設)	(略)	<p>承継組織再編成子会社と 連名で提出した銀行持株 会社等を含む。以下この 条において同じ。)又は これらの子会社等</p>

第七條第三項	第五十六條	(略)	第十九條第三項	第十九條第二項
同條中	同條中	(略)	次	次
第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條	これらの規定中	(略)	(略)	第七條第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同條第三項中「第八十條、第八
第二十四條第一項の規定による認可を受けて行う同法第十四條第一項に規定する合併等による同法第十七條第二項		(略)		
第五條第一項の規定による決定に従つた同條第二項		(略)		

(新設)	(新設)	(略)	第十九條第三項	(新設)
(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)
(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)
(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)

	第十九条第五項の表第六条の項	
<p>金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）</p>	<p>金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）</p>	<p>計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子</p>
<p>十一条、第八十五条及び第八十六条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の</p>	<p>第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画又は経営計画</p>	<p>当該変更後の経営強化計画</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

会社等	第十九条第五項の表第七條第三項の項	第十九条第二項	第十九条第六項、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(②を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。))を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第
	第二十四条第一項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による	受けた	及び第七号から第九号までに掲げる要件
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)	(略)	(略)	四号口から二まで、第五号口並びに第六号口及び二(1)に掲げる要件を除く。
-----	-----	-----	--------------------------------------

12

第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第七条の規定は第七項の規定による認可を受けて行う合併等により発行組織再編成金融機関等又は第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）、第五項及び第六項の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。）について、第二十条から第二十二条までの規定は当該経営強化計画又は当該経営計画（この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。）について、前条の規定は承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に

(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	--

12

第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）及び第五項の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。）について、第二十条から第二十二条までの規定は当該経営強化計画又は当該経営計画（この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。）について、前条の規定は承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六條	(略)	(略)	
第七條第二項	による変更の登記	(略)	
第七條第三項	第五十六條	(略)	
第六條	第二十四條第六項に規定する対象組織再編成子会社等（以下第二十三條までに於いて「対象組織再編成子会社等」といい、第二十四條第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等	(略)	第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條

第六條	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(略)	
(新設)	(新設)	(略)	
(新設)	(新設)	(略)	対象組織再編成子会社等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等

	(略)	第十九条第五項					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 763 1361 1084">条</td> <td data-bbox="1197 763 1294 1084">同条中</td> <td data-bbox="895 763 1197 1084">           第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項            第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う            同法第十四条第一項に規定する合併等による同法            第十七条第二項         </td> </tr> </table>	条	同条中	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項 第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う 同法第十四条第一項に規定する合併等による同法 第十七条第二項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 763 1361 1084">これらの規定中</td> <td data-bbox="895 763 1294 1084">           第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の         </td> </tr> </table>	これらの規定中	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の	次の
条	同条中	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項 第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う 同法第十四条第一項に規定する合併等による同法 第十七条第二項					
これらの規定中	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の						

	(略)	第十九条第五項							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 1659 1361 1977">(新設)</td> <td data-bbox="1197 1659 1294 1977">(新設)</td> <td data-bbox="895 1659 1197 1977">(新設)</td> </tr> </table>	(新設)	(新設)	(新設)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="651 1659 798 1977">           計画提出金融機関等            対象組織再編成子会社等         </td> <td data-bbox="226 1659 651 1977">           当該計画提出金融機関等            当該対象組織再編成子会社等         </td> </tr> </table>	計画提出金融機関等 対象組織再編成子会社等	当該計画提出金融機関等 当該対象組織再編成子会社等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="651 1339 798 1659">           計画提出金融機関等            対象組織再編成子会社等         </td> <td data-bbox="226 1339 651 1659">           当該計画提出金融機関等            当該対象組織再編成子会社等         </td> </tr> </table>	計画提出金融機関等 対象組織再編成子会社等	当該計画提出金融機関等 当該対象組織再編成子会社等
(新設)	(新設)	(新設)							
計画提出金融機関等 対象組織再編成子会社等	当該計画提出金融機関等 当該対象組織再編成子会社等								
計画提出金融機関等 対象組織再編成子会社等	当該計画提出金融機関等 当該対象組織再編成子会社等								

<p>第十九条第五項の表第七条第三項の項</p>	<p>第十九条第五項の表第六条の項</p>	<p>第十九条第五項の表第七条第三項の項</p>	<p>金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）</p> <p>計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等</p>	<p>第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による</p>	<p>第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画</p> <p>当該変更後の経営強化計画</p>
--------------------------	-----------------------	--------------------------	---	---	--

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

(略)		第十九条第六項	
(略)	<p>受けた同法第十七条第二項</p>	<p>、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。)</p>	受けた
(略)		及び第七号から第九号までに掲げる要件	受けた

(略)		(新設)	
(略)		(新設)	(新設)
(略)		(新設)	(新設)



			前条第五項の表第七条第三項の項	
株式交換等による同法第十七条第二項		第五十六条	第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等	第二十三条第三項又は第四項
株式交換等	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条		

			(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)		又はその子会社等
(新設)	(新設)	(新設)		社等又はその子会社等

<p>前条第五項の表第十九条第一項の</p>	<p>主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この章において「計画提出金融機関等」という。）は</p>	<p>対象組織再編成子会社等</p>
<p>計画提出金融機関等（主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第</p>	<p>対象組織再編成子会社等</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

	<p>前条第五項の表第十九条第五項の項中欄</p>	<p>前条第五項の表第十九条第五項の項中欄</p>
<p>五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。</p>	<p>次の</p>	<p>第七條第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同條第三項中「第八十九條及び第九十條」とあるのは「第五十六條」と、「これらの規定」とあるのは「同條」と読み替えるほか、次の</p>
	<p>第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條</p>	<p>第八十九條及び第九十條</p>

	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

前条第五項の表第十九条第五項の表第六条の項の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	第四項の規定により経営強化計画又は経営計画	第二十四条第九項又は第十項
前条第五項の表第十九条第五項の表第七條第三項の項	株式交換等による		第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等
前条第五項の表第二十條第一項の項	計画提出金融機関等（経営強化計画）	計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画）	対象組織再編成子会社等（当該）

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

前条第五項 の表前条第 三項の項	前条第五項 の表前条第 一項の項	基本計画提出金融機関等 でない計画提出金融機関 等（当該計画提出金融機 関等又は当該計画提出金 融機関等に係る組織再編 成銀行持株会社等が、第 十七条第一項の規定によ る決定を受けて協定銀行 が協定の定めにより株式 等の引受け等を行ったも のである場合に限る。） は	基本計画提出金融機関等 である計画提出金融機関 等（当該計画提出金融機 関等又は当該計画提出金 融機関等に係る組織再編 成銀行持株会社等が、第 十七条第一項の規定によ る決定を受けて協定銀行 が協定の定めにより株式 等の引受け等を行ったも のである場合に限る。） は	基本計画提出金融機関等 である計画提出金融機関 等（当該計画提出金融機 関等又は当該計画提出金 融機関等に係る組織再編 成銀行持株会社等が、第 十七条第一項の規定によ る決定を受けて協定銀行 が協定の定めにより株式 等の引受け等を行ったも のである場合に限る。） は	第二十四 条第九項 又は第十 項	第二十三 条第三項	第二十四 条第九項
------------------------	------------------------	--	--	--	---------------------------	--------------	--------------

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<p>関等又は当該計画提出金 融機関等に係る組織再編 成銀行持株会社等が、第 十七条第一項の規定によ る決定を受けて協定銀行 が協定の定めにより株式 等の引受け等を行ったも のである場合に限る。） は</p>	<p>第四項の規定により経営 強化計画（第十六条第一 項第五号ロに掲げる方策 を記載したものを除く。 ）又は経営計画を提出し た計画提出金融機関等は</p>
	<p>第四項</p>

第四章 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対す  
る資本の増強に関する特別措置

（協同組織中央金融機関の業務の特例等）  
第二十五条 協同組織中央金融機関は、協同組織金融機関（当該協同

	<p>（新設）</p>
	<p>（新設）</p>

第四章 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対す  
る資本の増強に関する特別措置

（協同組織中央金融機関の業務の特例等）  
第二十五条 協同組織中央金融機関は、協同組織金融機関（当該協同

組織中央金融機関の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）から当該協同組織金融機関（金融組織再編成（協同組織金融機関を当事者とするものに限る。以下この章及び第三十四条の九の四第二項から第四項までにおいて同じ。）を行う協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関に係る組織再編成金融機関等である協同組織金融機関。以下この章並びに同条第二項第三号及び第四項において「対象協同組織金融機関」という。）が発行する優先出資の引受け又は対象協同組織金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けに係る申込みを受けた場合において、機構に対し当該引受け又は貸付けに係る信託受益権等（取得優先出資等（協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資若しくは当該優先出資について分割された優先出資又は協同組織中央金融機関が取得した貸付債権をいう。以下この章及び第四章の三において同じ。）のみを信託する信託の受益権又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項に規定する優先出資若しくは同条第七項に規定する特定社債（取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する同条第一項に規定する特定資産として定める同条第四項に規定する資産流動化計画に従い発行されるものに限る。）であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の買取りに係る申込みをしようとするときは、当該引受け又は貸付けに係る申込みをした協同組織金融機関（金融組織再編成を行う協同組織金融機関である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。）に対し、経営強化

組織中央金融機関の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）から当該協同組織金融機関（金融組織再編成（協同組織金融機関を当事者とするものに限る。以下この章において同じ。）を行う協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関に係る組織再編成金融機関等である協同組織金融機関。以下この章において「対象協同組織金融機関」という。）が発行する優先出資の引受け又は対象協同組織金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けに係る申込みを受けた場合において、機構に対し当該引受け又は貸付けに係る信託受益権等（取得優先出資等（協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資若しくは当該優先出資について分割された優先出資又は協同組織中央金融機関が取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）のみを信託する信託の受益権又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項に規定する優先出資若しくは同条第七項に規定する特定社債（取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する同条第一項に規定する特定資産として定める同条第四項に規定する資産流動化計画に従い発行されるものに限る。）であつて政令で定めるものをいう。以下この章及び第五章において同じ。）の買取りに係る申込みをしようとするときは、当該引受け又は貸付けに係る申込みをした協同組織金融機関（金融組織再編成を行う協同組織金融機関である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。）に対し、経営強化計画の提出を求めなければならない。

計画の提出を求めなければならない。

2～4 (略)

(信託受益権等の買取りの申込み等)

第二十六条 機構は、協同組織中央金融機関から対象協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関と連名で、当該申込みに係る信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を求めなければならない。

(経営強化計画等)

第二十七条 (略)

2 協同組織中央金融機関が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画(対象協同組織金融機関の経営強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。

以下この章、第三十四条の九の四第四項及び第四十八条第二項第二号において同じ。)を主務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

2～4 (略)

(信託受益権等の買取りの申込み等)

第二十六条 機構は、協同組織中央金融機関から令和八年三月三十一日までに対象協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関と連名で、当該申込みに係る信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を求めなければならない。

(経営強化計画等)

第二十七条 (略)

2 協同組織中央金融機関が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画(対象協同組織金融機関の経営強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。

以下この章において同じ。)を主務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(新設)

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十八条 (略)

- 2 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関が前条第一項の規定により提出した経営強化計画(第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第三十三条第一項の規定による承認を受けたものを含む。第三十条から第三十二条までにおいて単に「経営強化計画」という。)を実施するために必要な指導を行うことができる。

- 3 第五条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による決定について、第八条の二の規定は第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する信託受益権等(第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限り。 )に係る優先出資に係る発行者であるものが当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本金等の額を減少する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは、「第二十六条の申込みをした協同組織中央金融機関」と読み替えるものとする。

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十八条 (略)

- 2 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関が前条第一項の規定により提出した経営強化計画(第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第三十三条第一項の規定により提出したものを含む。)を実施するために必要な指導を行うことができる。

- 3 第五条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による決定について、第八条の二の規定は第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する信託受益権等(第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限り。 )に係る優先出資に係る発行者であるもの(以下この項において「優先出資発行対象協同組織金融機関等」という。)が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行う場合について、

(経営強化計画等の変更)

第三十条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関(以下この章において「計画提出協同組織金融機関」という。)は、当該経営強化計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするとき(第三十二条第一項の規定による命令を受けて経営強化計画の変更をしようとするときを含む。)は、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 (略)

3 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、第

それぞれ準用する。この場合において、第五条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第二十六条の申込みをした協同組織中央金融機関」と、第八条の二中「、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは「及び」と読み替えるものとする。

(経営強化計画等の変更)

第三十条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関(以下この章において「計画提出協同組織金融機関」という。)は、当該経営強化計画(この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下第三十二条までにおいて単に「経営強化計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 (略)

3 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、第

第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画（この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第三十三条第三項の規定による承認を受けたものを含む。以下第三十二条までにおいて単に「経営強化指導計画」という。）の変更をしようとするとき（第三十二条第一項の規定による命令を受けて経営強化指導計画の変更をしようとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化指導計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

4  
(略)

5 第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、前条の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定による承認をした場合におけるこれらの規定により提出を受けた変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画について、それぞれ準用する。

6 主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画（これらのうち第三十二条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における第二項及び前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第三十二条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、第四項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化指

第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画（この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下第三十二条までにおいて単に「経営強化指導計画」という。）の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化指導計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。

4  
(略)

5 前条の規定は、主務大臣が第一項又は第三項の規定による承認をした場合におけるこれらの規定により提出を受けた変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画について準用する。

(新設)

導計画に記載された事項が第三十二条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、前条の規定は」とあるのは「前条の規定は、」と、「ついて、それぞれ」とあるのは「ついて」とする。

第三十二条 主務大臣は、協定銀行が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の变化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該信託受益権等の処分又は償還を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の変更を命ずることができる。

2| (略)

(経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第三十三条 第二十八条第一項の規定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により

第三十二条 (新設)

(略)

(経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第三十三条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により

提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項の規定により提出したもの、第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

2| 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一| 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二| 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されることが見込まれること。

三| 経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四| 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

3| 対象協同組織金融機関が第一項の規定により経営強化計画を提出

提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。)の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

2| 対象協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出す

する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営強化指導計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化指導計画が次に掲げる要件に該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化指導計画の実施が第一項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。

二 経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

5 主務大臣は、第一項又は第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した対象協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

6・7 (略)

8 第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、第二十八条第二項の規定は主務大臣が第六項の規定により提出を受けた経営計画について、第二十九条の規定は主務大臣が第一項

る場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営強化指導計画を新たに主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

3・4 (略)

5 第二十八条第二項の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営計画について、第二十九条の規定は主務大臣が第一項及び第二項の規定により提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営計画及び

及び第三項の規定による承認をした場合におけるこれらの規定により提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営計画及び経営指導計画について、前二条の規定は当該経営計画又は経営指導計画を提出した対象協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、それぞれ準用する。

(協同組織金融機関の合併等の認可)

第三十四条 (略)

2 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 合併等の後において当該取得優先出資等に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象協同組織金融機関等であること又は当該対象協同組織金融機関等が実施している経営強化計画(第二十七条第一項の規定により提出したもの、第三十条第一項(第十項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項(第十項において準用する場合を含む。))若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。)若しくは経営計画(同条第六項(第十項において準用する場合を含む。))又は第八項の規定により提出したものをいう。)に係る事業(以下この項において「計画関連業務」という。)の全部を承継する他の協同組織金融機関(新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継協同組織金融機関」という。)であること。

経営指導計画について、前二条の規定は当該経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画を提出した対象協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、それぞれ準用する。

(協同組織金融機関の合併等の認可)

第三十四条 (略)

2 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 合併等の後において当該取得優先出資等に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象協同組織金融機関等であること又は当該対象協同組織金融機関等が実施している経営強化計画(第二十七条第一項、前条第一項(第七項において準用する場合を含む。))若しくは次項の規定により提出したもの又は第三十条第一項(第七項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けた変更後のものをいう。)若しくは経営計画(前条第三項(第七項において準用する場合を含む。))又は第五項の規定により提出したものをいう。)に係る事業(以下この項において「計画関連業務」という。)の全部を承継する他の協同組織金融機関(新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継協同組織金融機関」という。)であること。

二〇五 (略)

3 前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象協同組織金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されることが見込まれること。

三 経営強化計画に第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画に第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されていないときは、当該経営強化計画の実施により当該承継協同組織

二〇五 (略)

3 前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象協同組織金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

金融機関が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

五 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

5 承継協同組織金融機関が第三項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該承継協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営強化指導計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化指導計画が次に掲げる要件に該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化指導計画の実施が第三項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。

二 経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

7 主務大臣は、第三項又は第五項の規定により提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

8 第二項第一号に規定する経営計画を実施している対象協同組織金

4 承継協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該承継協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

5 第二項第一号に規定する経営計画を実施している対象協同組織金

融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、前条第六項第一号から第四号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

9) (略)

10) 第二十七条第三項の規定は主務大臣が第三項又は第五項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、第二十八条第二項の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第八項の規定により提出を受けた経営計画及び経営強化指導計画又は前二項の規定により提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画について、第三十条の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。）又は当該経営強化指導計画（この項において準用する第三十条第三項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第三項の規定による承認を受けたものを含む。）について、前三条の規定は当該経営強化計画若しくは当該経営計画（この項において準用する前条第六項の規定により提出されたものを含む。）又は当該経営強化指導計画若しくは当該経営指導計画（この項において準用する同条第七項

融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、前条第三項第一号から第四号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

6) (略)

7) 第二十八条第二項の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第五項の規定により提出を受けた経営計画について、第二十九条の規定は主務大臣が第三項及び第四項の規定により提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画又は前二項の規定により提出を受けた経営計画及び経営強化指導計画について、第三十一条及び第三十二条の規定は当該経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営強化指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、前条の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定により提出されたものを含む。）又は当該経営計画（この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

の規定により提出されたものを含む。)について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第二十八条 第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>第三十四条第二項に規定する承継協同組織金融機関(以下第三十三条までにおいて「承継協同組織金融機関」という。)</p>
<p>第三十条第一項</p>	<p>第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関(以下この章において「計画提出協同組織金融機関」という。)</p>	<p>承継協同組織金融機関</p>

<p>第二十八条 第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>承継協同組織金融機関</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

第三十条第 二項第四号	計画提出協同組織金融機 関	承継協同組織金融機関
第三十条第 三項	第二十八条第一項の規定 による決定を受けて協定 銀行が協定の定めにより 取得した信託受益権等	第一項の規定により変更 後の経営強化計画を提出 した承継協同組織金融機 関
第三十一条 第一項	計画提出協同組織金融機 関又は第二十八条第一項 の規定による決定を受け て協定銀行が協定の定め により取得した信託受益 権等	承継協同組織金融機関又 は当該承継協同組織金融 機関
第三十一条 第一項た だし書	同項	第二十八条第一項
第三十二条	計画提出協同組織金融機 関又は	承継協同組織金融機関又 は当該承継協同組織金融 機関に係る

(新設)	(新設)	(新設)

前条第七項及び第八項	(略)	(略)	前条第三項及び第五項	(略)	(略)
(略)	(略)	第三十四条第三項又は第八項の規定により経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものを除く。）又は経営計画を提出した承継 協同組織金融機関	(略)	(略)	(略)

第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(優先出資の引受け等に係る申込み)

前条第四項及び第五項	(略)	(略)	前条第二項	(略)	(略)
(略)	(略)	第三十四条第三項又は第五項の規定により経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものを除く。）又は経営計画を提出した承継 協同組織金融機関	(略)	(略)	(略)

第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(優先出資の引受け等に係る申込み)

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等（協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）から協同組織金融関係機関（当該協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等（次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章及び第三十四条の九の十四第一項において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）による金融機能の發揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等（優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百五条第一項、第二百二十六条の二十二第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

一〇五（略）

（協同組織金融機能強化方針）

第三十四条の三 協同組織中央金融機関等が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の發揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針（協同組織金融関係機

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等（協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）から令和八年三月三十一日までに協同組織金融関係機関（当該協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等（次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）による金融機能の發揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等（優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百五条第一項、第二百二十六条の二十二第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

一〇五（略）

（協同組織金融機能強化方針）

第三十四条の三 協同組織中央金融機関等が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の發揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針（協同組織金融関係機

関による金融機能の発揮を促進するための方針をいう。以下同じ。  
（並びに当該申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。）

一・二（略）

三 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項として主務省令で定めるもの

四 前三号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

五〇七（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

3 第一項第三号及び第四号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が次条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した優先出資をいい、分割された優先出資を含む。以下この章並びに第三十四条の九の十四第一項第五号及び第二項において同じ。）又は取得貸付債権（次条第一項の規定による決定を受けて

関による金融機能の発揮を促進するための方針をいう。以下同じ。  
（並びに当該申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。）

一・二（略）

（新設）

三 前二号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

四〇六（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くものとする。

3 第一項第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が次条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した優先出資をいい、分割された優先出資を含む。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章にお

協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章並びに第三十四条の九の十四第一項第五号及び第二項において同じ。の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し優先出資の引受け等その他主務省令で定める支援（以下この項、第三十四条の六第三項並びに第三十四条の九の十四第一項及び第二項において「特定支援」という。）に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が当該申込みに係る特定支援を行った協同組織金融機関等（前条第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。）をいう。

（優先出資の引受け等の決定）

第三十四条の四（略）

2 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、協定銀行が当該協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、特別関係協同組織金融機関等（前条第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。

いて同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し優先出資の引受け等その他主務省令で定める支援（以下この項及び第三十四条の六第三項において「特定支援」という。）に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が当該申込みに係る特定支援を行った協同組織金融機関等（前条第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。）をいう。

（優先出資の引受け等の決定）

第三十四条の四（略）

2 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、協定銀行が当該協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、特別関係協同組織金融機関等（前条第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。

以下この章において同じ。) に対して同条第一項第四号に規定する経営指導を行うことができる。

3・4 (略)

(優先出資の発行等の特例)

第三十四条の六 (略)

2 (略)

3 第八条の二の規定は、第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等であつて当該協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に係る発行者であるものが取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金等の額を減少する場合について準用する。

以下この章において同じ。) に対して同条第一項第三号に規定する経営指導を行うことができる。

3・4 (略)

(優先出資の発行等の特例)

第三十四条の六 (略)

2 (略)

3 第八条の二の規定は第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等であつて当該協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に係る発行者であるもの(以下この項において「優先出資発行特別関係協同組織金融機関等」という。)が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金等の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は当該協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は当該協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八条の二中「第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは、「第五十五条第五項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第

(協同組織金融機能強化方針の変更)

第三十四条の七 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針(この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下この章において単に「協同組織金融機能強化方針」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするとき(第三十四条の九第一項の規定による命令を受けて協同組織金融機能強化方針を変更しようとするときを含む。)は、主務省令で定めるところにより、変更後の協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2・3 (略)

4 主務大臣が第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針(第三十四条の九第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。)の提出を受けた場合における前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の協同組織金融機能強化方針に記載された事項が第三十四条の九第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第三十四条の三第二項の規定は

百条第三項において準用する場合を含む。」及び」と読み替えるものとする。

(協同組織金融機能強化方針の変更)

第三十四条の七 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針(この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下この章において単に「協同組織金融機能強化方針」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(新設)

主務大臣が第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針の提出を受けた場合について、第三十四条の五の規定は」とあるのは「第三十四条の五の規定は、」と、「が同項」とあるのは「が第一項」と、「ついで、それぞれ」とあるのは「ついで」とする。

第三十四条の九 主務大臣は、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得優先出資又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等に対し、当該協同組織金融機能強化方針の変更を命ずることができるとする。

2 | (略)

第四章の三 特定事態における資本の増強に関する特別措置

(特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)

第三十四条の九の二 銀行持株会社等以外の金融機関等であつて、信用を供与している者の財務の状況が特定事態（大規模な災害又は感染症のまん延（まん延防止のための措置を含む。））に起因する地域

第三十四条の九 (新設)

(略)

(新設)

(新設)

の金融機能の維持に重大な影響を及ぼす事態として内閣総理大臣が指定するものをいう。以下この章において同じ。）により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となったもの（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「特例金融機関等」という。）は、機構に対し、特定事態指定期間（内閣総理大臣が特定事態ごとに指定する期間をいう。以下この章において同じ。）内に限り、当該特例金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該特例金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該特例金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四 株式等の引受け等を求める額及びその内容

五 収益の見通しその他政令で定める事項

- 2 | 特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等は、機構に対し、特定事態指定期間内に限り、当該子会社（以下この条において「特例対象子会社」という。）の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該特例対象子会社は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を当該銀行持株会社等と連名で主務大臣に提出するものとする。
- 一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
- 二 責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
- 三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
- 四 当該銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期
- 五 当該特例対象子会社における収益の見通しその他政令で定める事項
- 3 | 特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等が前二項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第三条第一項

又は第二項に規定する申込みと、前二項に規定する経営強化計画を  
 第四条第一項に規定する経営強化計画と、前二項の規定による経営  
 強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそ  
 れぞれみなして、第二章（第五条第二項を除く。）及び第五章の規  
 定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合にお  
 いて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
 れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは  
 政令で定める。

第三 条第 一 項	株式等の引受け等（当該 金融機関等が銀行等であ る場合にあつては、株式 の引受けに限る。）	株式等の引受け等
第三 条第 二 項	株式の引受け	株式等の引受け等
第五 条第 一 項	次に掲げる要件の全て	第三号から第五号まで及 び第八号から第十一号ま でに掲げる要件の全てに 該当し、かつ、第三条第 一項に規定する金融機関 等又は同条第二項に規定

第五條第一 項第三号	前条第一項第七号	する子会社が第三十四條の九の二第一項に規定する特例金融機関等又は同条第二項に規定する特例対象子会社
第五條第一 項第九号	株式の引受け	株式等の引受け等
第五條第一 項第十一号	により適切に資産の査定が	対象子会社に対して行う株式等の引受け等が
第五條第三 項	が発行する株式の引受け	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に
第五條の二	第二百六條の二	に対して株式等の引受け等
第二百六條の二	又は第二	

項	第七條第二	項	第七條第一				
議決権制限等株式の	議決権制限等株式を	議決権制限等株式	第二百五條第一項	募集株式の割当て		株式の引受け	
議決権制限株式の	会社法第百十五條に規定する議決権制限株式を	同法第百十五條に規定する議決権制限株式	第二百五條第一項若しくは第二百四十四條第一項	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権の割当て	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権の割当て	株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）	百四十四條の二

第七條第三項	同條第二項に規定する議決権制限等株式	会社法第百十五條に規定する議決権制限株式
第九條第一項	株式の引受け	株式等の引受け等
第九條第二項	次に	第三号から第五号までに
第九條第二項第三号	第四條第一項第七号	第三十四條の九の二第一項第三号又は第二項第三号
第九條第四項	次に	第三号から第五号までに
第十條第一項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十二條第一項	株式の引受け	株式等の引受け等
	第四條第一項第一号から	第三十四條の九の二第一

第十三条第 七条第三項 の項	第十三条第 四項の表第 七条第三項	第十三条第 四項	第十三条第 三項	第十二条第 二項第三号	第十二条第 二項	第四号まで及び第七号
株式の引受け	従つた同条第二項 による同法第五条第二項	議決権制限等株式	株式の引受け	第四条第一項第七号	次に掲げる要件の全て	項第一号から第三号まで 又は第二項第一号から第 三号まで
株式等の引受け等	従つた による	会社法第百十五条に規定 する議決権制限株式	株式等の引受け等	第三十四条の九の二第一 項第三号又は第二項第三 号	第三号及び第四号に掲げ る要件	

第十四条第 七項の表第	第十四条第 七項	第十四条第 四項第三号	第十四条第 四項	第十四条第 三項	第十四条第 九条第一項 の項、第十 条第一項の 項及び前条 第一項の項
第十四条第 四号まで及び第七号	株式の引受け	第十四条第 四号第一項第七号	次に掲げる要件の全て	第十四条第 四号まで及び第七号に 掲げる事項	
第三十四条の九の二第一 項第一号から第三号まで	株式等の引受け等	第三十四条の九の二第一 項第三号	第三号及び第四号に掲げ る要件	第三十四条の九の二第一 項第一号から第三号まで に掲げる事項及び収益の 見通し	

三項の項中 欄	第十四条第 七項の表第 三項の項下 欄	第十四条第 八項及び第 九項第一号	第十四条第 九項第三号	第十四条第 十一項	第十四条第 十一項の表	第七條第三 項の項
	第十四条第一項第一号から 第四号まで及び第七号	である株式の発行者	である株式の処分をする	議決権制限等株式	従つた同条第二項	による同法第五条第二項
に掲げる事項及び収益の 見通し	第三十四条の九の二第二 項第一号から第三号まで に掲げる事項及び収益の 見通し	又は取得貸付債権に係る 発行者又は債務者	又は取得貸付債権につき 、その処分をし、又は償 還若しくは返済を受ける	会社法第一百五條に規定 する議決権制限株式	従つた	による

<p>第十四条第 十二項の表 第九条第一 項の項、第 十条第一項 の項、第十 二条第一項</p>	<p>第十四条第 十二項の表 第七條第三 項の項</p>	<p>第十四条第 十二項の表</p>	<p>承継金融機関等であつて 協定銀行が現に保有する 取得株式等である株式の 発行者であるもの又は組 織再編成後発行銀行持株 会社等</p>	<p>第十四条第 十二項</p>
<p>株式の引受け</p>	<p>従つた同条第二項 による同法第五条第二項</p>	<p>従つた</p>	<p>承継金融機関等又は組織 再編成後発行銀行持株会 社等であつて、協定銀行 が現に保有する取得株式 等である株式の発行者で あるもの</p>	<p>議決権制限等株式</p>
<p>株式等の引受け等</p>	<p>による</p>	<p>従つた</p>	<p>承継金融機関等又は組織 再編成後発行銀行持株会 社等であつて、協定銀行 が現に保有する取得株式 等である株式の発行者で あるもの</p>	<p>会社法第百十五条に規定 する議決権制限株式</p>

条第一項の 四項の表前 及び前条第 項の項の項 第十條第一 第四項の表 の項、前条 第一項の項 の表第九條 前條第四項 十二項の表 第十四條第 十二項の表	株式の引受け	第三項の項 の表第七條 前條第四項 の表 合併等	第十四條第 十二項の表 従つた同條第二項	の項及び前 條第三項の 項
株式等の引受け等	合併等による	従つた		

項の項	第十四条の二	株式の発行者	第三十五条第二項第二号
	株式の引受け		金融機関等
株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）	株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）	株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者	金融機関等又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

（特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第三十四条の九の三 特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等は、機構に対し、特定事態指定期間内に限り、当該金融組織再

（新設）

編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）その他の責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつてはその子会社等、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等（銀行持株会社等を除く。）の自己資本の充実のために株式等の引受け等の申込みをする場合にあつては当該新たに設立される金融機関等。ホ及び次号において「業務実施金融機関」という。

- （）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
- ハ 当該金融機関等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容
- ニ 組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等が対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期
- ホ 業務実施金融機関における収益の見通し
- 四 当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをしないときは、業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項
- 五 その他政令で定める事項
- 2 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該金融機関等が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行うものとすし、金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行うものとする。
- 3 特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第一項の規定

定による申込みをする場合には、当該申込みを第十五条第一項又は第二項に規定する申込みと、第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第三章（第十七条第二項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は政令で定める。

<p>第十五条第一項</p>	<p>株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）</p>	<p>株式等の引受け等</p>
<p>第十五条第二項</p>	<p>株式の引受け</p>	<p>株式等の引受け等</p>
<p>第十七条第一項</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当する</p>	<p>第三号、第四号イからハまで、ホ及びへ並びに第五号から第八号までに掲</p>

第十七条第一項第八号	第十七条第一項第八号	第十七条第一項第四号へ及び第六号二(2)	第十七条第一項第四号	第十七条第一項第四号イ	
が發行する株式の引受け	が	当該株式等の引受け等	株式の引受け	前条第一項第五号ロ	
に対して株式等の引受け	の情報に基づき適切に	引受け等	株式等の引受け等	第三十四条の九の三第一項第三号ロ	ける要件の全てに該当し、かつ、第十五条第一項又は第二項に規定する組織再編成金融機関等が第三十四条の九の三第一項に規定する組織再編成金融機関等に該当する

三項	第十七条第六項	第十七条第八項		第十七条の二
	株式の引受け	議決権制限等株式	第十七条第一項	第二百六条の二
等	株式等の引受け等	会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式	第十七条第一項」と、同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」	第二百六条の二又は第二百四十四条の二
	株式の引受け			株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）

第十九条第		第十九条第 三項ただし 書	第十九条第 三項	第十九条第 二項	
第十六条第一項第五号ロ	第一号から第九号まで	第十六条第一項第五号ハ	第一号から第三号まで、 第四号イからニまで	第十六条第一項第五号ハ	募集株式の割当て  第二百五条第一項
第三十四条の九の三第一	第三号、第四号イからハ まで、ホ及びへ並びに第 五号から第九号まで	第三十四条の九の三第一 項第三号ハ	第三号、第四号イからハ まで	第三十四条の九の三第一 項第三号ハ	募集株式の割当て若しく は同法第二百三十八条第 一項に規定する募集新株 予約権の割当て  第二百五条第一項若しく は第二百四十四条第一項

三項第四号 イ	第十九条第 三項第四号	へ及び第六 号二(2)	第十九条第 三項第八号	第十九条第 五項		第十九条第 五項の表第 七条第三項	の項
	株式の引受け	当該株式等の引受け等	により適切に資産の査定 が	議決権制限等株式	第十七条第二項、第三項	同条第二項	同法第十七条第二項
項第三号ロ	株式等の引受け等	当該対象組織再編成子会 社に対して行う株式等の 引受け等	による資産の査定が、利 用することができる直近 の情報に基づき適切に	会社法第百十五条に規定 する議決権制限株式	第十七条第三項	同条第二項に規定する議 決権制限等株式	会社法第百十五条に規定 する議決権制限株式

第十九条第 六項	第一号から第三号まで、 第四号イからニまで	第三号、第四号イからハ まで
	第十七条第二項	第十七条第三項
第二十二 条第一 項	第十六条第一項第一号、 第二号、第四号並びに第 五号イ及びロ	第三十四条の九の三第一 項第一号並びに第三号イ 及びロ
第二十二 条第二 項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げ る要件
第二十二 条第二 項第三 号	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一 項第三号ロ
第二十三 条第五 項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定 する議決権制限株式
第二十三 条第五 項の表	同条第二項	同条第二項に規定する議 決権制限等株式
第七條第三		

項の項	同法第十七条第二項	会社法第一百五條に規定する議決権制限株式
第二十三條 第五項の表	第四号イからニまで	第四号イからハまで
第十九條第 三項の項	第十六條第一項第五号ロ	第三十四條の九の三第一 項第三号ロ
	により適切に資産の査定 が	による資産の査定が、利 用することができる直近 の情報に基づき適切に
第二十三條 第五項の表 第十九條第 五項の表第 七條第三項 の項の項	同條第二項	同條第二項に規定する議 決権制限等株式
	株式交換等による	株式交換等による会社法 第一百五條に規定する議 決権制限株式
第二十三條 第五項の表 第十九條第 六項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで

第二十四条	第二十四条 第四項		第二十三条 第五項の表 前条第一項 の項及び前 条第三項の 項
第十六条第一項第五号ロ	次に	<p>主務省令で定める事項 （その他 該方策を含む。）</p>	<p>第十六条第一項第五号ロ</p>
第三十四条の九の三第一	第三号から第五号までに	<p>掲げる方策が記載されて いる場合にあつては、当 該方策を含む。）</p>	<p>第三十四条の九の三第一 項第三号ロ</p>
第三号から第五号までに			

<p>第四項第三号及び第四号</p>		<p>項第三号ロ</p>
<p>第二十四条第六項</p>	<p>株式の引受け</p>	<p>株式等の引受け等</p>
<p>第二十四条第六項の表第三項の項</p>	<p>第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項</p>	<p>第三十四条の九の三第一項第一号</p>
<p>第二十四条第七項及び第八項第一号</p>	<p>である株式の発行者</p>	<p>又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者</p>
<p>第二十四条第八項第三号</p>	<p>である株式の処分をする</p>	<p>又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける</p>
<p>第二十四条第十一項</p>	<p>議決権制限等株式</p>	<p>会社法第百十五条に規定する議決権制限株式</p>



<p>第十一項の 表第十九条 第六項の項</p>	<p>第二十四条 第十一項の 表第二十二 条第一項の 項及び第二 十二条第三 項の項</p>	<p>第二十四条 第十二項</p>	<p>第二十四条</p>
<p>第十六条第一項第五号ロ</p>	<p>議決権制限等株式</p>	<p>承継組織再編成金融機関 等であつて協定銀行が現 に保有する取得株式等 ある株式の発行者である もの又は組織再編成後発 行銀行持株会社等</p>	<p>同条第二項</p>
<p>第三十四条の九の三第一 項第三号ロ</p>	<p>会社法第一百五十五条に規定 する議決権制限株式</p>	<p>承継組織再編成金融機関 等又は組織再編成後発行 銀行持株会社等であつて 、協定銀行が現に保有す る取得株式等である株式 の発行者であるもの</p>	<p>同条第二項に規定する議</p>



表第十九条 第六項の項					
第二十四条 第十二項の 表第二十二 条第一項の 項及び第二 十二条第三 項の項	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一 項第三号ロ			
第二十四条 第十二項の 表前条第五 項の表第七 条第三項の 項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議 決権制限等株式 合併等による会社法第百 十五条に規定する議決権 制限株式			
第二十四条 第十二項の 表前条第五 項の表第十 九条第五項	同条第二項	同条第二項に規定する議 決権制限等株式	株式交換等による	株式交換等による会社法 第百十五条に規定する議	



第二十五条 第二項第四号	組織再編成金融機関等	組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等	行者
-----------------	------------	--------------------------	----

〔特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例〕

第三十四条の九の四 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が特例協同組織金融機関（信用を供与している者の財務の状況が特定事態により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関をいう。）以下この条及び次条第一項において同じ。）である場合には、当該特例協同組織金融機関に対し、第二十五条第一項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

- 一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
- 二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

（新設）

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四 第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容

五 収益の見通しその他政令で定める事項

2 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が特例組織再編成協同組織金融機関（当事者の全部又は一部が特例協同組織金融機関である金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該特例組織再編成協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

- ロ 当該対象協同組織金融機関に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
- ハ 当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容
- ニ 当該対象協同組織金融機関における収益の見通し
- 四 当該特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをしないときは、当該特例組織再編成協同組織金融機関（経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。）が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項
- 五 その他政令で定める事項
- 3 特例組織再編成協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該特例組織再編成協同組織金融機関が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。
- 4 協同組織中央金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関に係る対象協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、特定事態指定期間内に、当該対象協同組織金融機関（当該特例組織再編成協同組織金融機関が同項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融

機関を含む。)は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、第一項又は第二項の規定により提出した経営強化計画(当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあつては、当該経営強化計画に記載された事項を記載した経営強化計画)を主務大臣に提出するとともに、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、経営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

5

特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、第一項の規定により提出する経営強化計画を第二十五条第一項の規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、第二項の規定により提出する経営強化計画を同条第一項の規定により提出する同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画と、第二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、前項の規定により提出する経営強化計画及び経営強化指導計画を第二十七条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項の規

定による経営強化指導計画の提出とそれぞれみなして、第四章及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第二十八条 第一項第一号</p>	<p>適合する</p>	<p>適合し、かつ、第三十四条の九の四第一項に規定する特例協同組織金融機関に該当する</p>
<p>第二十八条 第一項第一号イ</p>	<p>第五条第一項第一号から第五号まで</p>	<p>経営強化計画に記載された第三十四条の九の四第一項第三号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第五条第一項第四号及び第五号</p>

第二十八条		第二十八条 第一項第二号
決定について	第二十八条 第一項第二号(1) から八まで	設立された協同組織金融 機関であるときは、次の いずれにも適合する
決定について、第八条の	経営強化計画に記載され た第三十四条の九の四第 二項第三号ロに掲げる方 策の実施により当該地域 における中小規模の事業 者に対する金融の円滑化 が見込まれることその他 当該方策が当該地域にお ける経済の活性化のため に適切なものであること 並びに第十七条第一項第 四号ロ及びハ	設立された協同組織金融 機関であるときは、ハか らホまでのいずれにも適 合し、かつ、第三十四条 の九の四第二項に規定す る特例組織再編成協同組 織金融機関に該当する

第三項		規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について
第三十条第二項	次に	第三号から第六号までに
第三十条第二項第三号及び第四号	第四条第一項第七号 第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の四第一項第三号 第二項第三号ロ
第三十条第六項	第二項中「次に	第二項中「第三号から第六号までに
第三十三条第一項	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第三十四条の九の四第一項第一号から第三号まで
第三十三条第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件

第三十三條 第二項第三 号	第四條第一項第七号	第三十四條の九の四第一 項第三号
第三十四條 第三項	第四條第一項第一号から 第四号まで	第三十四條の九の四第一 項第一号及び第二号
同項第七号又は第十六條 第一項第五号ロ	同項第三号又は同條第二 項第三号ロ	
第四條第一項第七号	同條第一項第三号	
含む。)	含む。 ) 並びに収益の見 通し	
第三十四條 第四項	次に	第三号から第五号までに
第三十四條 第四項第三 号及び第四 号並びに第	第四條第一項第七号	第三十四條の九の四第一 項第三号

十項の前 条第一項の 項及び前条 第六項の項	
---------------------------------	--

(特定特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等)

第三十四条の九の五 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が、特例協同組織金融機関のうち、自らが特定事態によりその経営基盤に著しい損害を受けたこと、特定事態によりその経営基盤又は生活基盤に著しい損害を受けた債務者に対する債権（第三号、第四項第三号イ及び第三十四条の九の十一第五項において「被災等債権」という。）を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が特定事態の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるもの（以下この条及び次条第一項において「特定特例協同組織金融機関」という。）である場合には、当該特定特例協同組織金融機関に対し、第二十五条第一項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項並びに同条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容を記載した経営強化計画（以下この条及び第三十四条の九の八第五項において「特定特例経営強化計画」という。）の提出を求めることができる。

一 特定特例経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつ

(新設)

て、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 経営指導契約（特定特例協同組織金融機関の経営の改善を支援するため、協同組織中央金融機関が当該特定特例協同組織金融機関との間で締結する契約であつて、当該協同組織中央金融機関が当該特定特例協同組織金融機関の経営の改善のために指導その他必要な措置を講じ、当該特定特例協同組織金融機関が当該措置に基づき適切に業務を実施することを約するものをいう。第四項第三号ハ及び第六項において同じ。）の内容

三 被災等債権の譲渡その他の処分について損害担保契約（被災等債権に係る債務の全部又は一部の弁済がされないこととなつた場合において、その被災等債権に係る債権者に対してその弁済がされないこととなつた額の一部を補填するための契約をいう。第三十四条の九の十一第一項及び第五項において同じ。）を特定特例協同組織金融機関が行う場合にあつては、その旨及びその内容

四 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

五 第四条第一項第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

2 | 協同組織中央金融機関が前項の規定により特定特例経営強化計画を提出する特定特例協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、特定事態指定期間内に、第二十七条第二項の規定により提出する経営強化指導計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、特定特例経

営強化指導計画（次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画をいう。以下この条及び第三十四条の九の八第五項において同じ。）及び当該申込みの対象となる信託受益権等に係る信託契約等（信託受益権等に係る資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産の譲受けに係る契約を含む。次項及び第四項において同じ。）の契約書の写しを主務大臣に提出するとともに、当該特定特例協同組織金融機関は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、前項の規定により提出した特定特例経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該申込みに係る信託受益権等に係る特定特例協同組織金融機関がこの項の規定により提出する特定特例経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が第四項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容

二 信託受益権等の買取りを求め額及びその内容

三 前項第二号から第四号までに掲げる事項

四 その他政令で定める事項

3 内閣総理大臣は、前項の規定により特定特例経営強化計画並びに特定特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定により特定特例経営強化計画並びに特定特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の

写しの提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。この場合には、第五条第五項の規定を準用する。

一 特定特例協同組織金融機関が次のいずれにも適合するものであること。

イ 特定特例経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 特定特例経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ 当該特定特例協同組織金融機関が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない協同組織金融機関でないこと。

ニ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該特定特例協同組織金融機関による当該特定特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

二 第二項の規定により提出された特定特例経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。

イ 特定特例経営強化指導計画の実施が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る特定特例協同組織金融機関から第二項の

規定により提出された特定特例経営強化計画の実施に資するものであること。

ロ 特定特例経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三 第二項の規定により提出された特定特例経営強化計画に記載された第一項第二号に掲げる事項に次に掲げる事項が含まれていること。

イ 協同組織中央金融機関が特定特例協同組織金融機関の被災等債権の管理及び回収に関する指導その他特定特例協同組織金融機関の業務の改善のために必要な指導及び助言を行い、当該特定特例協同組織金融機関は、当該指導及び助言に基づき適切に業務を実施すること。

ロ 協同組織中央金融機関は、特定特例協同組織金融機関に対し、その業務及び財産の状況につき必要な報告を求め、当該特定特例協同組織金融機関は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応ずること。

ハ 経営指導契約は、その締結の日から第三十四条の九の八第四項の認定又は第三十四条の九の九第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に限り、その効力を有するものであること。

四 当該信託受益権等に係る取得優先出資等に貸付債権がある場合にあっては、当該貸付債権につき、当該信託受益権等に係る信託契約等において、第三十四条の九の八第四項の認定又は第三十四条の九の九第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に、当

該特定特例協同組織金融機関が、その財務の改善を図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者に対し弁済した金額に相当する金額の特定特例協同組織金融機関の優先出資の引受けを求めることができることが定められていること。

5 主務大臣が前項の規定による決定をした場合には、特定特例経営強化計画を第二十五条第一項及び第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、特定特例経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章（同項を除く。）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条 第三項	第五条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による決定	第五条第六項の規定は第三十四条の九の五第四項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資
--------------	----------------------------	--

第三十条第二項	次に	第三号、第五号及び第六号に
第三十条第二項第三号	第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該	記載されている第四条第一項第七号に規定する
第三十条第六項	第二項中「次に	第二項中「第三号、第五号及び第六号に
第三十三条第一項	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第四条第一項第七号及び第三十四条の九の五第一項第一号から第四号まで
第三十三条第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第三十三条第三項	内容	内容及び第三十四条の九の五第一項第二号から第四号までに掲げる事項

第三十四条 第二項	次に	第一号から第三号まで及び第五号に
第三十四条 第三項	<p>第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方が記載されている場合にあつては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）</p>	<p>第四条第一項第七号及び第三十四条の九の五第一項第一号から第四号までに掲げる事項</p>
第三十四条 第四項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第五号に掲げる要件
第三十四条 第四項第三号	<p>第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策</p>	記載された第四条第一項第七号に掲げる方策
第三十四条 第五項	内容	<p>内容及び第三十四条の九の五第一項第二号から第四号までに掲げる事項</p>

第三十四条第十項の表 前条第一項の項	経営強化計画（第四条第十項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）	第三十四条の九の五第一項に規定する特定特例経営強化計画
第三十四条第十項の表 前条第六項の項	第三十四条第三項又は第八項の規定により経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものを除く。）又は 当該経営強化計画又は	第三十四条第八項の規定により 当該

6 第四項の決定があつたときは、特定特例協同組織金融機関及び当該特定特例協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、速やかに、経営指導契約を締結しなければならない。

（総会等の特別決議等に関する特例）

第三十四条の九の六 特定特例協同組織金融機関が第二十五条第一項の申込みに係る優先出資を発行する場合における信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条の三第一号、中小企業等協同組合法第五十三条第一号又は労働金庫法（昭和二十八年法律第

（新設）

二百二十七号) 第五十三条第一号に掲げる事項に係る総会又は総代会(以下この条において「総会等」という。)の決議又は議決は、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、出席した会員、組合員若しくは代議員又は総代(次項において「会員等」という。)の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 前項の規定により仮にした決議又は議決(以下この条において「仮決議等」という。)があつた場合には、各会員等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の総会等を招集しなければならない。

3 前項の総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があつたものとみなす。

(認定の申請)

第三十四条の九の七 第三十四条の九の五第五項の規定において同条第四項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する信託受益権等(第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限り。以下この章において同じ。)に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの(次条、第三十四条の九

(新設)

の九及び第三十四条の九の十第一項において「特別対象協同組織金融機関等」という。）は、信託受益権等の買取りがあった日から起算して十年を経過する日（やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難であると主務大臣が認める場合にあつては、当該日から主務大臣が定める一定の期間を経過した日）までに、主務省令で定めるところにより、次条第四項の認定又は第三十四条の九の九第二項の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならない。

（経営が改善した旨の認定）

第三十四条の九の八 特別対象協同組織金融機関等は、預金保険法第二條第四項に規定する破綻金融機関でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画（以下この条において「特別経営強化計画」という。）を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を申請することができる。

- 一 特別経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
- 二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定

（新設）

- める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に  
関する事項として主務省令で定めるもの
- 三 第四条第一項第七号に掲げる事項
- 四 収益の見通しその他主務省令で定める事項
- 2 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による申請を行う場合  
には、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機  
関は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した  
計画（次項、第四項及び第六項において「特別経営強化指導計画」  
という。）を主務大臣に提出することができる。
- 一 当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容
- 二 その他主務省令で定める事項
- 3 内閣総理大臣は、前二項の規定により第一項に規定する書類及び  
特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受けたとき  
は、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項及び第二項の規定により第一項に規定する書  
類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受け  
たときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、特別経営  
強化計画を提出した特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した  
旨の認定を行うことができる。
- 一 当該特別対象協同組織金融機関等が預金保険法第二条第四項に  
規定する破綻金融機関でないこと。
- 二 当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が  
、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信

- 
- 託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合であること。
- 三 当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善したと認められること。
- 四 特別経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
- 五 特別経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 六 特別経営強化指導計画の実施が特別経営強化計画の実施に資するものであること。
- 七 特別経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 八 信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。
- 5 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による認定を受けたときは、当該認定を受けた特別対象協同組織金融機関等が実施している特定特別経営強化計画及び当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関が実施している特定特別経営強化指導計画は、それぞれその効力を失う。
- 6 特別対象協同組織金融機関等が第四項の規定による認定を受けた
-

場合には、特別経営強化計画を第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、特別経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、第四項の規定による認定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章（同項を除く。）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条第二項	当該決定	第三十四条の九の五第四項の規定による決定
第二十八条第三項	第一項の規定による決定について	第三十四条の九の五第四項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について
(第一項)		(第三十四条の九の五第

第三十条第一項		第三十条第二項	第三十条第二項第三号	第三十条第三項	第三十条第二項
第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関等		次に	第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該	第二十八条第一項	第二項中「次に
第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等		第三号、第五号及び第六号に	記載されている第四条第一項第七号に規定する	第三十四条の九の五第四項	第二項中「第三号、第五
四項					

六項	第三十一条 第一項及び 第三十二条	第二十八条第一項	号及び第六号に
第三十三条 第一項		第二十八条第一項の規定 による決定を受けて協定 銀行が協定の定めにより 取得した信託受益権等に 係る対象協同組織金融機 関（当該信託受益権等に 係る取得優先出資等につ いて第二十五条第一項の 規定により同条第二項第 一号若しくは第二号に定 める事項を記載した経営 強化計画を提出したもの 又は同条第一項の規定に より提出された経営強化 計画に係る特定組織再編 成により新たに設立され たものに限る。）	第三十四条の九の五第四 項 第三十四条の九の八第四 項の規定による認定を受 けた第三十四条の九の七 に規定する特別対象協同 組織金融機関等

<p>第三十四條 第三項</p>	<p>第三十四條 第一項</p>	<p>第三十三條 第二項</p>		
<p>第四條第一項第一号から 第四号までに掲げる事項 (当該経営強化計画に同 項第七号又は第十六條第</p>	<p>第二十八條第一項</p>	<p>次に掲げる要件の全て</p>	<p>第四條第一項第一号から 第四号まで及び第七号</p>	<p>協定銀行が当該信託受益 権等</p>
<p>第四條第一項第七号並び に第三十四條の九の八第 一項第一号及び第二号に 掲げる事項並びに収益の</p>	<p>第三十四條の九の五第四 項</p>	<p>第三号及び第四号に掲げ る要件</p>	<p>第四條第一項第七号並び に第三十四條の九の八第 一項第一号及び第二号</p>	<p>協定銀行が第三十四條の 九の八第一項に規定する 特別経営強化計画に係る 第三十四條の九の五第四 項の規定による決定を受 けて協定の定めにより取 得した信託受益権等</p>

	<p>一項第五号口に掲げる方 策が記載されている場合 にあつては、第四条第一 項第七号に掲げる方策を 含む。)</p>	見通し
<p>第三十四条 第四項</p>	<p>次に掲げる要件の全て</p>	<p>第三号及び第五号に掲げ る要件</p>
<p>第三十四条 第四項第三 号</p>	<p>第四条第一項第七号に掲 げる方策が記載されてい るときは、当該方策</p>	<p>記載された第四条第一項 第七号に掲げる方策</p>
<p>第三十四条 第十項の表 第三十条第 一項の項</p>	<p>第二十八条第一項の規定 による決定を受けて協定 銀行が協定の定めにより 信託受益権等の買取りを 行った場合における第二 十七条第一項の規定によ り経営強化計画を提出し た協同組織金融機関</p>	<p>第三十四条の九の八第四 項の規定による認定を受 けた第三十四条の九の七 に規定する特別対象協同 組織金融機関等</p>
<p>第三十四条</p>	<p>第二十八条第一項</p>	<p>第三十四条の九の五第四</p>

第十項の表 第三十條第 三項の項及 び第三十一 條第一項の 項	第三十四條 第十項の表 前條第一項 の項中欄	第二十八條第一項の規定 による決定を受けて協定 銀行が協定の定めにより 取得した信託受益権等に 係る対象協同組織金融機 関（当該信託受益権等に 係る取得優先出資等につ いて第二十五條第一項の 規定により同條第二項第 一号若しくは第二号に定 める事項を記載した経営 強化計画を提出したもの 又は同條第一項の規定に より提出された経営強化 計画に係る特定組織再編 成により新たに設立され	項 第三十四條の九の八第四 項の規定による認定を受 けた第三十四條の九の七 に規定する特別対象協同 組織金融機関等
--	---------------------------------	--	--

<p>第三十四条 第十項の表 前条第六項 の項</p>	<p>第三十四条第三項又は第八項の規定により経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものを除く。）又は</p>	<p>第三十四条 第十項の表 前条第一項 の項下欄</p>	<p>第二十八条第一項</p>		<p>協定銀行が当該信託受益権等</p>	<p>たものに限る。）</p>
<p>第三十四条第八項の規定により</p>		<p>第三十四条の九の五第四項</p>		<p>協定銀行が第三十四条の九の八第一項に規定する特別経営強化計画に係る第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等</p>		

	当該経営強化計画又は	当該
第三十五条 第二項第五 号及び第三 十六条第一 項第三号	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四 項

(事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定)

第三十四条の九の九 特別対象協同組織金融機関等は、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類(次項において「資本整理等実施要綱」という。)を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、事業再構築(合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れであって、経営の健全化のために行われるものをいう。第一号、同項及び次条第一項において同じ。)に伴う資本整理(損失の填補に充てるために当該信託受益権等に

(新設)

- 係る優先出資に係る権利の全部又は一部を消滅させることをいう。
- 第二号及び第三号並びに次項、同条第一項並びに第三十四条の九の十三において同じ。）を可とする旨の認定を申請することができる。
- 一 事業再構築の内容
  - 二 資本整理の内容
  - 三 資本整理を行うために次条又は第三十四条の九の十一の規定に基づく機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容
  - 四 その他主務省令で定める事項
- 2 | 主務大臣は、前項の規定により資本整理等実施要綱の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を行うことができる。
- 一 当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないこと。
  - 二 資本整理等実施要綱に記載された事業再構築の内容が適切であり、当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における金融機能の維持又は強化に資するものであること。
  - 三 資本整理等実施要綱に記載された資本整理を行うことが当該特別対象協同組織金融機関等の損失の填補を行うために必要なもの

であり、当該資本整理の内容が適切であること。

四 前項第三号に規定する措置を必要としている場合にあつては、当該措置が資本整理を行うために必要かつ適切なものであること。

五 資本整理を行った後に協定銀行が引き続き特別対象協同組織金融機関等に係る信託受益権等を保有する場合には、当該信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として主務省令で定める場合でないこと。

六 その他政令で定める要件

3 主務大臣は、前項の規定による認定を行おうとするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による認定をした場合において、第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項の実施状況に照らして必要があると認めるときは、当該事項の適切な実施を確保するため、その必要な限度において、当該認定に係る特別対象協同組織金融機関等に対し、当該事項の実施状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該事項のうち実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

（優先出資の消却に必要な金銭の贈与）

第三十四条の九の十 前条第二項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等（以下この項、次項及び第五項、次条第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の九の十三において「認定特別

（新設）

対象協同組織金融機関等」という。)又は当該認定に係る事業再構築の相手方となる金融機関等であつて第二条第一項第一号から第八号までに掲げるもの(金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「相手方金融機関」という。)は、当該認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができる。

2| 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣)に報告しなければならない。

3| 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。次条第三項及び第三十四条の九の十三第二項において同じ。)の議決を経て、当該申込みに係る金銭の贈与を行うかどうかを決定しなければならない。

4| 機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣(当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

5| 機構は、第三項の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたと

きは、当該金銭の贈与の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該金銭の贈与に関する契約を締結しなければならない。

(損害担保契約に係る損失の補填)

第三十四条の九の十一 認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方

金融機関は、機構が、認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による契約の締結を行う旨の決定をしたときは、当該契約の締結の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機

(新設)

関等又は相手方金融機関との間で当該契約を締結しなければならない。この場合において、当該認定特別対象協同組織金融機関等又は当該相手方金融機関は、当該契約に係る損害担保契約の対象となる被災等債権について利益が生じたときに当該利益の額の一部を機構に納付することを約さなければならない。

(機構の業務の取扱い)

第三十四条の九の十二 前二条の規定による機構の業務は、預金保険法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして、同法の規定を適用する。

(新設)

(機構における勘定間の繰入れ)

第三十四条の九の十三 機構は、第三十四条の九の十の規定による業務の実施により、前条の規定の適用を受けて一般勘定(預金保険法第四十一条に規定する一般勘定をいう。以下この条において同じ。

(新設)

)から支出された金額(資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行うおうとする場合において、同法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額を超える部分に相当する金額に限る。)の範囲内に限り、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能強化勘定(第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。次項において同じ。)から一般勘定に繰

り入れるものとする。この場合において、当該繰入れは、第四十三  
条に規定する金融機能強化業務とみなす。

2 機構は、第三十四条の九の九第二項の規定による認定に係る資本  
整理として信託受益権等に係る優先出資につき消却又は清算による  
残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生  
じた場合には、運営委員会の議決を経て、主務省令で定めるところ  
により、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、一般勘定から  
当該損失の額（資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等  
が当該資本整理を行おうとする場合において、預金保険法第四十九  
条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払  
を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるとこ  
ろにより計算した金額に相当する金額に限る。）の範囲内に限り、  
金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。この場合において  
、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして、  
同法の規定を適用する。

（特例協同組織金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関  
等に係る協同組織金融機能強化方針の特例）

第三十四条の九の十四 協同組織中央金融機関等が、協同組織金融機  
関等であつて信用を供与している者の財務の状況が特定事態により  
相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充  
実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用  
供与を実施するために必要となつたもの（次項において「特例協同

（新設）

- 組織金融機関等」という。)に特定支援を行うために第三十四条の二の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、特定事態指定期間内に限り、第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の發揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出することができ
- 一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの
  - 二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項として主務省令で定めるもの
  - 三 前二号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針
  - 四 第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの
  - 五 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨
  - 六 収益の見通しその他政令で定める事項
- 2 前項第二号及び第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、

協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第五号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行った特例協同組織金融機関等（第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。）をいう。

3 協同組織中央金融機関等が第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をする場合には、当該協同組織金融機能強化方針を第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針と、当該提出を同項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出とそれぞれみなして、前章及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第三十四条の四第二項中「前条第三項」とあるのは「第三十四条の九の十四第二項」と、「同条第一項第四号」とあるのは「同条第一項第三号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章の四 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施  
に関する特別措置

第一節 組織再編成等実施計画等の認定等

(組織再編成等実施計画の認定)

第三十四条の十 金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この節において同じ。）であつて、その主として業務を行つている地域における国民生活及び経済活動の基盤となるサービスとして主務省令で定めるもの（次項第四号及び第三項において「基盤的金融サービス」という。）の提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして行う経営基盤の強化のための措置（第三十四条の十五第一項において「基盤的金融サービス経営基盤強化措置」といい、次に掲げる行為（以下この条及び同項において「組織再編成等」という。）を含むものに限る。）を実施するもの（以下第三項までにおいて「経営基盤強化実施金融機関等」という。）は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該措置の実施に関する計画（以下この条、次条第一項及び第四十八条第二項第四号において「組織再編成等実施計画」という。）を作成し、令和十三年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。この場合において、組織再編成等実施計画に係る組織再編成等が第一号から第四号までに掲げるものであるときは、経営基盤強化実施

第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施  
に関する特別措置

(新設)

(実施計画の認定)

第三十四条の十 金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）であつて、その主として業務を行つている地域における国民生活及び経済活動の基盤となるサービスとして主務省令で定めるもの（次項第四号及び第三項において「基盤的金融サービス」という。）の提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして経営基盤の強化のための措置（次に掲げる行為（以下この条において「組織再編成等」という。）を含むものに限る。）を実施するもの（以下第三項までにおいて「経営基盤強化実施金融機関等」という。）は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該措置の実施に関する計画（以下この条及び次条第一項において「実施計画」という。）を作成し、令和八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。この場合において、実施計画に係る組織再編成等が第一号から第四号までに掲げるものであるときは、経営基盤強化実施金融機関等以外の当該組織再編成等の当事者である金融機関等と当該実施計画を共同して作成し、主務大臣の認定を申請するものとする。

金融機関等以外の当該組織再編成等の当事者である金融機関等と当該組織再編成等実施計画を共同して作成し、主務大臣の認定を申請するものとする。

一〇六 (略)

七 金融機関等又は銀行持株会社等による他の金融機関等又は銀行持株会社等の株式の取得（当該取得により金融機関等又は銀行持株会社等が当該他の金融機関等又は銀行持株会社等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、銀行持株会社等による他の銀行持株会社等の株式の取得に該当する場合並びに第二号、第三号及び前二号に掲げる場合を除く。）

(削る)

八 (略)

2 組織再編成等実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

二 組織再編成等実施計画の実施期間（五年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

三〇五 (略)

一〇六 (略)

七 他の金融機関等又は銀行持株会社等への株式の交付（当該交付により当該他の金融機関等又は銀行持株会社等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第三号及び前二号に掲げる場合を除く。）

八 他の金融機関等又は銀行持株会社等からの株式の取得（当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等又は銀行持株会社等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。）

九 (略)

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

二 実施計画の実施期間（五年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

三〇五 (略)

六 組織再編成等実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項として主務省令で定めるもの

七 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限定。）のうち機構が第三号に規定する措置の実施に要する経費（主務省令で定めるものに限る。）の一部に充てるための資金を交付するための契約の締結の申込みを予定している金融機関等がある場合にあっては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額その他主務省令で定める事項

八（略）

3 主務大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る組織再編成等実施計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一～三（略）

四 当該組織再編成等実施計画に記載された組織再編成等の当事者である金融機関等が、主として対面により基盤的金融サービスを提供している金融機関等（全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供している）と認められるものその他これに相当するものとして主務省令で定めるものを除く。）であること。

五 当該組織再編成等実施計画の実施により申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限定。）が主として業務を行つている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られると見込

六 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項として主務省令で定めるもの

七 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限定。）のうち機構が第三号に規定する措置の実施に要する経費（主務省令で定めるものに限る。）の一部に充てるための資金を交付するための契約（第三十四条の十五及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。）の締結の申込みを予定している金融機関等がある場合にあっては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額その他主務省令で定める事項

八（略）

3 主務大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一～三（略）

四 当該実施計画に記載された組織再編成等の当事者である金融機関等が、主として対面により基盤的金融サービスを提供している金融機関等（全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供している）と認められるものその他これに相当するものとして主務省令で定めるものを除く。）であること。

五 当該実施計画の実施により申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限定。）が主として業務を行つている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られると見込まれること。

まれること。

六 当該組織再編成等実施計画に記載された前項第三号に規定する措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないこと。

七 当該組織再編成等実施計画に記載された前項第五号に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

八 申請金融機関等が当該組織再編成等実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該組織再編成等実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

九 (略)

4 (略)

5 主務大臣は、第三項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る組織再編成等実施計画を公表するものとする。ただし、組織再編成等実施計画につき当該認定を受けた金融機関等（以下この章及び第三十五条第三項において「認定組織再編成等金融機関等」という。）（当該認定を受けた組織再編成等実施計画に係る組織再編成等により新たに設立される銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。）又はその子会社等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該認定組織再編成等金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定組織再編成等金融機関等又

六 当該実施計画に記載された前項第三号に規定する措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。

七 当該実施計画に記載された前項第五号に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

八 申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

九 (略)

4 (略)

5 主務大臣は、第三項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る実施計画を公表するものとする。ただし、実施計画につき当該認定を受けた金融機関等（以下この章及び第三十五条第三項において「認定金融機関等」という。）（当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等により新たに設立される銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。）又はその子会社等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該認定金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項について

はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

6 主務大臣は、第三項の認定をした場合において、当該認定に係る組織再編成等実施計画に第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該組織再編成等実施計画の内容を機構に通知しなければならない。

7 主務大臣が第三項の認定をした場合において、当該認定を受けた組織再編成等実施計画に係る組織再編成等が新たに金融機関等を設立するものであるときは、当該組織再編成等の後においては、当該組織再編成等により新たに設立された金融機関等を認定組織再編成等金融機関等とみなして、この法律を適用する。

8 認定組織再編成等金融機関等が合併等（次条第一項に規定する認定組織再編成等実施計画に係る組織再編成等が行われた後に行うものに限る。）を行ったことにより当該認定組織再編成等実施計画に係る事業の全部を承継した金融機関等（以下この項において「承継金融機関等」という。）があるときは、当該合併等の後においては、当該承継金融機関等を認定組織再編成等金融機関等とみなして、この法律を適用する。

（認定を受けた組織再編成等実施計画の変更）

第三十四条の十一 認定組織再編成等金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定組織再編成等金融機関等の組織再編成その他組織再編成等実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情

は、この限りでない。

6 主務大臣は、第三項の認定をした場合において、当該認定に係る実施計画に第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該実施計画の内容を機構に通知しなければならない。

7 主務大臣が第三項の認定をした場合において、当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等が新たに金融機関等を設立するものであるときは、当該組織再編成等の後においては、当該組織再編成等により新たに設立された金融機関等を認定金融機関等とみなして、この法律を適用する。

8 認定金融機関等が合併等（次条第一項に規定する認定実施計画に係る組織再編成等が行われた後に行うものに限る。）を行ったことにより当該認定実施計画に係る事業の全部を承継した金融機関等（以下この項において「承継金融機関等」という。）があるときは、当該合併等の後においては、当該承継金融機関等を認定金融機関等とみなして、この法律を適用する。

（認定を受けた実施計画の変更）

第三十四条の十一 認定金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定金融機関等の組織再編成その他実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、前条第三項の認定

がある場合において、前条第三項の認定を受けた組織再編成等実施計画（この項の規定による認定を受けた変更後のものを含む。以下この章において「認定組織再編成等実施計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「申請金融機関等」とあるのは、「申請金融機関等（次条第一項の認定の申請をした金融機関等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（認定組織再編成等実施計画の履行を確保するための監督上の措置）  
第三十四条の十二 主務大臣は、認定組織再編成等実施計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定組織再編成等実施計画の履行を確保するため、当該認定組織再編成等実施計画に係る認定組織再編成等金融機関等に対し、当該認定組織再編成等実施計画の履行状況に参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

（認定の取消し）

第三十四条の十三 主務大臣は、認定組織再編成等実施計画が第三十

を受けた実施計画（この項の規定による認定を受けた変更後のものを含む。以下この章において「認定実施計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「申請金融機関等」とあるのは、「申請金融機関等（次条第一項の認定の申請をした金融機関等をいう。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（認定実施計画の履行を確保するための監督上の措置）

第三十四条の十二 主務大臣は、認定実施計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定実施計画の履行を確保するため、当該認定実施計画に係る認定金融機関等に対し、当該認定実施計画の履行状況に参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

（認定の取消し）

第三十四条の十三 主務大臣は、認定実施計画が第三十四条の十第三

四条の十第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

2 第三十四条の十第四項から第六項まで（第五項ただし書を除く。）の規定は、前項の規定による同条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第四項中「申請金融機関等」とあるのは「次項に規定する認定組織再編成等金融機関等」と、同条第五項中「に係る組織再編成等実施計画」とあるのは「が取り消された旨」と、同条第六項中「組織再編成等実施計画の内容」とあるのは「認定が取り消された旨」と読み替えるものとする。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の特例）

第三十四条の十四 主務大臣が第三十四条の十第三項の認定（第三十四条の十一第一項の認定を含む。）をした場合には、認定組織再編成等金融機関等について、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条の認定を受けたものとみなして、同法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條第一項	(略)	(略)	認定組織再編成等実施計
--------	-----	-----	-------------

項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

2 第三十四条の十第四項から第六項まで（第五項ただし書を除く。）の規定は、前項の規定による同条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第四項中「申請金融機関等」とあるのは「認定金融機関等」と、同条第五項中「に係る実施計画」とあるのは「が取り消された旨」と、同条第六項中「実施計画の内容」とあるのは「認定が取り消された旨」と読み替えるものとする。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の特例）

第三十四条の十四 主務大臣が第三十四条の十第三項の認定（第三十四条の十一第一項の認定を含む。）をした場合には、認定金融機関等について、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条の認定を受けたものとみなして、同法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條第一項	(略)	(略)	認定実施計画（金融機能
--------	-----	-----	-------------



第十三条第三項	(略)	画  認定組織再編成等実施計
第十三条第五項	(略)	画  認定組織再編成等実施計
第十七条第一項及び第五項	(略)	画  認定組織再編成等実施計

(基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の認定等)

第三十四条の十五 組織再編成等(第三十四条の十第一項第八号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)を実施した金融機関等(当該組織再編成等により新たに設立されたものを含み、当該組織再編成等を実施した日から起算してこの項の規定による申請の準備に要する期間を勘案して主務省令で定める期間を経過していないものに限る。)であつて、基盤的金融サービス経営基盤強化措置(組織再編成等を除く。)を実施するものは、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該基盤的金融サービス経営基盤

第十三条第三項	(略)	認定実施計画
第十三条第五項	(略)	認定実施計画
第十七条第一項及び第五項	(略)	認定実施計画

(資金交付契約)

第三十四条の十五 認定金融機関等(認定実施計画に第三十四条の十第二項第七号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第四項並びに第三十五条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行うことができる。

2| 前項の規定による申込みを行った認定金融機関等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3| 機構は、第一項の規定による申込みがあつた場合において、その

強化措置の実施に関する計画（第四十八条第二項第四号において「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」という。）を作成し、令和十三年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。

2 第三十四条の十（第一項及び第七項を除く。）及び第三十四条の十一から第三十四条の十三までの規定は、前項の規定による認定の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十四条の十第二項	組織再編成等実施計画に	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画（第三十四条の十五第一項に規定する基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画をいう。以下同じ。）に
第三十四条の十第二項第二号	組織再編成等実施計画	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
第三十四条の十第二項	組織再編成等その他の	実施した組織再編成等（第三十四条の十五第一項

財務の状況その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該申込みに係る資金交付契約を締結することができる。

4 機構は、前項の規定により締結した資金交付契約に基づき認定金融機関等に資金（第三十四条の十第二項第七号に規定する資金をいう。次項及び第三十五条第三項において同じ。）を交付したときは、直ちに、主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 第三項の規定により締結した資金交付契約に基づき資金を交付するために必要な経費の財源は、その資金の交付をする日を含む機構の事業年度の前事業年度における第四十三条の二第一項に規定する積立金の一部をもって充てるものとする。

6 前各項の規定は、資金交付契約の変更について準用する。この場合において、第一項中「対し、令和八年三月三十一日までに」とあるのは、「対し、」と読み替えるものとする。

第三号		に規定する組織再編成等をいう。次号及び次項第四号において同じ。）の内容及び時期並びに
第三十四条の十第二項第四号	前号	実施した組織再編成等及び前号
第三十四条の十第二項第六号	組織再編成等実施計画	基盤的金融サービス経営 基盤強化実施計画
第三十四条の十第三項	係る組織再編成等実施計画	係る基盤的金融サービス経営 基盤強化実施計画
第三十四条の十第三項第四号	組織再編成等実施計画に記載された	基盤的金融サービス経営 基盤強化実施計画に記載された実施した
第三十四条の十第三項第五号から	組織再編成等実施計画	基盤的金融サービス経営 基盤強化実施計画

第七号まで	第三十四条の十第三項第八号 申請金融機関等が当該組織再編成等実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該組織再編成等実施計画	第三十四条の十第五項 組織再編成等実施計画を	第三十四条の十第五項ただし書 組織再編成等実施計画、組織再編成等実施計画、認定組織再編成等金融機関等 （当該認定を受けた組織再編成等実施計画に係る組織再編成等により新たに設立される銀行持株会社等を含む。以下この項	
	当該基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画を	、基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画 認定経営基盤強化実施金融機関等 又は	

<p>第三十四条の十一第一項</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>第三十四条の十第六項</p>	<p>組織再編成等実施計画</p>	<p>基盤的金融サービス経営 基盤強化実施計画</p>	<p>基盤的金融サービス経営 基盤強化実施計画</p>	<p>第三十四条の十第八項</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等が合併等（次条第一項に規定する認定組織再編成等実施計画に係る組織再編成等が行われた後に行うものに限る。）</p>	<p>次条第一項に規定する認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画</p>	<p>認定経営基盤強化実施金融機関等が合併等</p>	<p>において同じ。）又は</p>
<p>組織再編成等実施計画の</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>認定組織再編成等金融機関等</p>	<p>において同じ。）又は</p>

第三十四条	項 の十三第一	第三十四条	の十二	第三十四条 の十一第二 項	
認定組織再編成等金融機	画 認定組織再編成等実施計	関等 認定組織再編成等金融機	画 認定組織再編成等実施計	第七項	画 認定組織再編成等実施計 組織再編成等実施計画（ 基盤強化実施計画）
認定経営基盤強化実施金	認定経営基盤強化実施計画	融機関等 認定経営基盤強化実施金	経営基盤強化実施計画	第六項	認定経営基盤強化実施計画 認定基盤的金融サービス 経営基盤強化実施計画（ 基盤強化実施計画） 認定基盤的金融サービス 経営基盤強化実施計画 基盤強化実施計画の

の十三第二 項	組織再編成等実施計画	融機関等
		基盤的金融サービス経営 基盤強化実施計画

第二節 共同化措置実施計画の認定等

(共同化措置実施計画の認定)

第三十四条の十六 金融機関等が共同して利用する情報処理システム（当該金融機関等の業務の合理化に資するものとして主務省令で定めるものに限る。次項、第三項第四号及び第五号並びに第四項第三号及び第四号において「共同システム」という。）の設計又は開発（委託その他の方法によるものを含み、主務省令で定めるものに限る。）（以下この条において「共同化措置」という。）を実施する金融機関等（その業務の規模に照らして特に経営基盤の強化のために共同化措置を実施する必要があるものとして主務省令で定める要件に該当するもの限り、次項に規定する協同組織金融機関共同システムを利用する協同組織金融機関及び当該協同組織金融機関をその会員とする協同組織中央金融機関を除く。第六項において同じ。）は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該共同化措置の実施に関する計画（以下この条、次条第一項及び第四十八条第二項第四号において「共同化措置実施計画」という。）を

(新設)

(金融機能強化審査会の意見の聴取)

第三十四条の十六 内閣総理大臣は、第三十四条の十一項の申請があつたときその他必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くことができる。

作成し、令和十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。

2 | 協同組織金融機関共同システム（共同システムであつて一の協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関のうち当該共同システムを利用する者の数の当該協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関の総数に占める割合が主務省令で定める割合を超えるものをいう。以下この項及び次項第四号において同じ。）に係る共同化措置を実施する協同組織中央金融機関又は法人（協同組織中央金融機関を除き、当該協同組織金融機関共同システムの運用及び管理をするものに限る。以下この項、第四項第一号及び第六項、次条第一項並びに第五十六条において「特定法人」という。）は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、共同化措置実施計画を作成し、令和十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。この場合において、特定法人が当該申請をするときは、協同組織中央金融機関（当該特定法人が実施する共同化措置に係る協同組織金融機関共同システムを利用する協同組織金融機関をその会員とするものに限る。第六項及び次条第一項において同じ。）と共同して共同化措置実施計画を作成し申請するものとする。

3 | 共同化措置実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 | 前二項の申請をする者（第四号及び第八号並びに次項第一号及び第七号において「申請金融機関等」という。）の商号又は名称

- 二 共同化措置実施計画の実施期間（五年を下らないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
- 三 共同化措置の内容及び実施時期
- 四 共同システム利用金融機関等（第一項の申請にあつては当該共同システムを利用する申請金融機関等（当該申請金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、当該銀行持株会社等の子会社等であつて当該共同システムを利用するもの）、前項の申請にあつては同項の協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関であつて当該協同組織中央金融機関共同システムを利用するもの）をいう。以下第六項までにおいて同じ。）の業務の合理化及び収益性の向上に関する事項
- 五 共同化措置に係る共同システムの利用により確保する経営資源を活用して共同システム利用金融機関等が行う中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の当該共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
- 六 前項の申請にあつては、共同システム利用金融機関等が前号に規定する方策を実施するために協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容
- 七 共同化措置実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項として主務省令で定めるもの
- 八 申請金融機関等のうちに機構が共同化措置の実施に要する経費（主務省令で定めるものに限る。）の一部に充てるための資金を

交付するための契約の締結の申込みを予定している者（第三十四条の二十第二項において「契約締結申込予定金融機関等」という。）がある場合にあっては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額その他主務省令で定める事項

九 その他政令で定める事項

4

主務大臣は、第一項又は第二項の申請があつた場合において、当該申請に係る共同化措置実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請金融機関等（特定法人を除く。）が基準適合金融機関等であること。

二 共同システム利用金融機関等が、主として対面により業務を行っている金融機関等（全国の区域の全部又は大部分において業務の全部又は大部分を行っている）と認められるものその他これに相当するものとして主務省令で定めるものを除く。）であること。

三 当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置に係る共同システムの利用により前項第四号に規定する業務の合理化及び収益性の向上が図られると見込まれること。

四 当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置に係る共同システムの利用によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないこと。

五 当該共同化措置実施計画に記載された前項第五号に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経

濟の活性化のために適切なものであること。

六 第二項の申請にあつては、当該共同化措置実施計画に記載された前項第六号に規定する経営指導が共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上並びに当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

七 申請金融機関等が当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施すると見込まれることその他当該共同化措置実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

八 その他政令で定める要件

5 共同化措置実施計画につき前項の認定を受けた協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該共同化措置実施計画の実施期間が終了するまでの間、当該協同組織中央金融機関に係る共同システム利用金融機関等に対して第三項第六号に規定する経営指導を行うことができる。

6 主務大臣は、第四項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る共同化措置実施計画を公表するものとする。ただし、共同化措置実施計画につき当該認定を受けた金融機関等若しくは協同組織中央金融機関若しくは特定法人（以下この章及び第三十五条第三項において「認定共同化金融機関等」という。）  
、共同システム利用金融機関等又はこれらの子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定共同化金融機関等、共同システム利用金融機関等又はこれらの子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、こ

の限りでない。

7 主務大臣は、第四項の認定をしたときは、当該認定に係る共同化措置実施計画の内容を機構に通知しなければならない。

(認定を受けた共同化措置実施計画の変更)

第三十四条の十七 認定共同化金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定共同化金融機関等の組織再編成その他共同化措置実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、前条第四項の認定を受けた共同化措置実施計画（この項の規定による認定を受けた変更後のものを含む。次条、第三十四条の十九第一項及び第三十四条の二十第二項において「認定共同化措置実施計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。この場合において、特定法人が当該認定を申請するときは、協同組織中央金融機関と共同して申請するものとする。

2 前条第四項から第七項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「特定法人を除く」とあるのは「次条第一項の認定の申請をした金融機関等又は協同組織中央金融機関をいう」と、同項第七号中「が当該」とあるのは「（次条第一項の認定の申請をした金融機関等、協同組織中央金融機関又は特定法人をいう。）が当該」と読み替えるものとする。

(新設)

(認定共同化措置実施計画の履行を確保するための監督上の措置)  
第三十四条の十八 主務大臣は、認定共同化措置実施計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定共同化措置実施計画の履行を確保するため、当該認定共同化措置実施計画に係る認定共同化金融機関等に対し、当該認定共同化措置実施計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(新設)

(認定の取消し)

第三十四条の十九 主務大臣は、認定共同化措置実施計画が第三十四条の十六第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(新設)

2 第三十四条の十六第六項(ただし書を除く。)及び第七項の規定は、前項の規定による同条第四項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第六項中「に係る共同化措置実施計画」とあり、及び同条第七項中「に係る共同化措置実施計画の内容」とあるのは、「が取り消された旨」と読み替えるものとする。

### 第三節 資金交付契約

(新設)

第三十四条の二十 認定組織再編成等金融機関等(認定組織再編成等実施計画に第三十四条の十第二項第七号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。第三項及び第五項並

(新設)

びに第三十五条第三項において同じ。)又は第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する第三十四条の十第五項ただし書に規定する認定経営基盤強化実施金融機関等(第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する第三十四条の十一第一項に規定する認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に第三十四条の十五第二項において準用する同号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。第三項及び第五項並びに第三十五条第三項において「認定経営基盤強化実施金融機関等」という。)は、機構に対し、令和十三年三月三十一日までに機構が第三十四条の十第二項第七号(第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。)に規定する資金を交付するための契約の締結の申込みを行うことができる。

2 認定共同化金融機関等(認定共同化措置実施計画に契約締結申込予定金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第五項並びに第三十五条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和十八年三月三十一日までに機構が第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金を交付するための契約の締結の申込みを行うことができる。

3 第一項の規定による申込みを行った認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤強化実施金融機関等又は前項の規定による申込みを行った認定共同化金融機関等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 機構は、第一項又は第二項の規定による申込みがあつた場合にお

いて、その財務の状況その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該申込みに係る資金を交付するための契約（以下この条及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。）を締結することができる。

5 機構は、前項の規定により締結した資金交付契約に基づき認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤強化実施金融機関等又は認定共同化金融機関等に資金（第一項又は第二項に規定する資金をいう。次項及び第三十五条第三項において同じ。）を交付したときは、直ちに、主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

6 第四項の規定により締結した資金交付契約に基づき資金を交付するために必要な経費の財源は、その資金の交付をする日を含む機構の事業年度の前事業年度における第四十三条の二第一項に規定する積立金の一部をもって充てるものとする。

7 前各項の規定は、資金交付契約の変更について準用する。この場合において、第一項中「対し、令和十三年三月三十一日までに」とあり、及び第二項中「対し、令和十八年三月三十一日までに」とあるのは、「対し、」と読み替えるものとする。

#### 第四節 雑則

第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、第三十四条の十第一項若しくは第三十四条の十五第一項若しくは第三十四条の十六第一項若しくは第二項の申請又は第三十四条の十一第一項（第三十四条の十五第

（新設）

（新設）

二項において準用する場合を含む。)若しくは第三十四条の十七第一項の規定による変更の認定の申請があつたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

第五章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項及び預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第三十四条の二十第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により資金交付契約の締結又は変更をし、当該資金交付契約の履行として認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤強化実施金融機関等又は認定共同化金融機関等に資金を交付すること及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(借入金及び預金保険機構債)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けず、第一項の資金の貸付けをすることができる。

第五章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項及び預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第三十四条の十五第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により資金交付契約の締結又は変更をし、当該資金交付契約の履行として認定金融機関等に資金を交付すること及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(借入金及び預金保険機構債)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けず、第一項の資金の貸付けをすることができる。

(金融再生勘定からの繰入れ)

第四十五条の二 機構は、金融機関等の金融機能の強化を図るために必要がある場合には、金融機能強化業務に必要な財源に充てるため、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けた金額を金融再生勘定（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号。以下この項、次項及び第四項において「金融機能再生緊急措置法」という。）第六十四条に規定する金融再生勘定をいう。第三項及び第四十六條第二項において同じ。）から金融機能強化勘定に繰り入れることができる。この場合において、当該繰入れは、金融機能再生緊急措置法第六十四条に規定する金融再生業務とみなして、金融機能再生緊急措置法の規定を適用する。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による繰入れが、金融機能再生緊急措置法第六十四条に規定する金融再生業務の遂行に支障がなく、かつ、金融機能強化業務を通じた金融機関等の金融機能の強化を図るために必要であると認められる場合に限り、同項の認可をするものとする。

3 機構は、金融再生勘定の廃止の際、金融再生勘定に残余があり、かつ、金融機能強化勘定に属する財産の状況及びその見込みに照らして特に必要があると認めるときは、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融再

(新設)

生勘定から当該残余の額の全部又は一部を金融機能強化勘定に繰り入れることができる。

4 前項の規定により金融機能強化勘定に繰り入れた額がある場合における金融機能再生緊急措置法第六十七条第二項の規定の適用については、同項中「ときは、当該残余の額」とあるのは、「場合であつて、当該残余の額から金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第四十五条の二第三項の規定により同法第四十三条に規定する金融機能強化勘定に繰り入れた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とする。

（金融機能早期健全化勘定からの繰入れ）

第四十五条の三（略）

2 前項の規定により金融機能強化勘定に繰り入れた額がある場合における金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十八条第三項の規定の適用については、同項中「により」とあるのは、「により金融再生勘定に繰り入れた額及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第四十五条の三第一項の規定により同法第四十三条に規定する金融機能強化勘定に」とする。

（金融機能強化勘定の廃止）

第四十六条（略）

2 機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化勘定に属す

（金融機能早期健全化勘定からの繰入れ）

第四十五条の二（略）

2 前項の規定により金融機能強化勘定に繰り入れた額がある場合における金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十八条第三項の規定の適用については、同項中「により」とあるのは、「により金融再生勘定に繰り入れた額及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第四十五条の二第一項の規定により同法第四十三条に規定する金融機能強化勘定に」とする。

（金融機能強化勘定の廃止）

第四十六条（略）

2 機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化勘定に属す

る財産をもってその債務を完済することができない場合には、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融再生勘定又は金融機能早期健全化勘定から、当該債務を完済するために要する費用の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。

3 (略)

## 第六章 金融機能強化審査会

### (審査会の設置)

第四十八条 (略)

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、必要に応じ、次に掲げる事項について審議する。

一 第二章から第四章まで又は第四章の三の規定により提出された経営強化計画の履行状況に関すること。

二 第四章又は第四章の三の規定により提出された経営強化指導計画の履行状況に関すること。

三 第四章の二又は第四章の三の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況に関すること。

四 第四章の四の規定により提出された組織再編成等実施計画若し

る財産をもってその債務を完済することができない場合には、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該債務を完済するために要する費用の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。

3 (略)

## 第六章 金融機能強化審査会

### (審査会の設置)

第四十八条 (略)

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、必要に応じ、第二章若しくは第三章の規定により提出された経営強化計画の履行状況又は第四章の二の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況について審議する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

くは基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画又は共同化措置実施計画の履行状況に関すること。

## 第七章 雑則

(主務大臣等)

第五十六条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号に掲げる金融機関等並びに同条第七項第一号又は第二号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人  
内閣総理大臣

- 二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等並びに同条第七項第三号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人  
内閣総理大臣及び厚生労働大臣

### 三 (略)

2 この法律における主務省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

- 一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号に掲げる金融機関等並びに同条第七項第一号又は第二号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人  
内閣府令

- 二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等並びに同条

## 第七章 雑則

(主務大臣等)

第五十六条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号に掲げる金融機関等  
内閣総理大臣

- 二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等  
内閣総理大臣及び厚生労働大臣

### 三 (略)

2 この法律における主務省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

- 一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号に掲げる金融機関等  
内閣府令

- 二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等  
内閣府令

第七項第三号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人 内閣府令・厚生労働省令

三 (略)

第八章 罰則

第五十八条 第三十四条の九の十一第四項、第三十四条の二十五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第二項又は第三十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十一条第二項（第十三条第四項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三 第二十条第一項（第二十二条第四項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）以下この号において準用して同じ。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一

・厚生労働省令

三 (略)

第八章 罰則

第五十八条 第三十四条の十五第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第二項又は第三十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十一条第一項（第十三条第四項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三 第二十条第一項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第五項及び第二十四条第十一

項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十一条第二項(第二十二條第四項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第三十一条第一項(第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第三十二條第二項(第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項において準用する場合を含む。))の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 (略)

八 第三十四條の九第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

九 第三十四條の九の九第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十 第三十四條の十二(第三十四條の十五第二項において準用する

四 第二十一条第一項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第三十一条第一項(第三十三條第五項及び第三十四條第七項において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第三十二條(第三十三條第五項及び第三十四條第七項において準用する場合を含む。))の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 (略)

八 第三十四條の九の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(新設)

九 第三十四條の十二の規定による報告若しくは資料の提出をせず

場合を含む。)又は第三十四条の十八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十一 (略)

2 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等の取締役、執行役、理事又は清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 第七条第二項(第十三条第四項(第十四条第十二項において準用する場合を含む。)、第十四条第十一項及び第十二項、第十七条第八項、第十九条第五項(第二十三条第五項(第二十四条第十二項において準用する場合を含む。))以下この号において同じ。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)
- 二 第八条第二項(第十七条第八項及び第十九条第五項において準用する場合を含む。))又は第三十四条の六第二項の規定に違反して登記することを怠ったとき。

二 第十一条第一項(第十三条第四項(第十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四条第十一項及び第十二項に

、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十一 (略)

2 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等(第二号にあっては、第三十四条の二第三号から第五号までに掲げる者を含む。))の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 第七条第二項若しくは第八条第二項(これらの規定を第十七条第八項及び第十九条第五項において準用する場合を含む。))又は第三十四条の六第二項の規定に違反して登記することを怠ったとき。

二 第八条の二(第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。))、第十三条第一項

において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（第二十二条第四項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第三十三条第八項（第三十四条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の九第一項の規定による命令に違反したとき。

三| 第十一条第二項（第十三条第四項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項（第二十二條第四項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項（第三十三条第八項（第三十四条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。）、第三十四条の九第二項、第三十四条の九の九第四項、第三十四条の十二（第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十八の規定による命令に違反したとき。

四| 第十二条第一項（第十三条第四項（第十四条第十二項において

（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第八項、第二十三条第一項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第三十四条第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

（新設）

三| 第十二条第一項（第十三条第四項（第十四条第十二項において

準用する場合を含む。)並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項(第十四条第十二項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)、若しくは第十項、第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項(第二十条第五項(第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項若しくは第三項(これらの規定を第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十三條第三項若しくは第四項(これらの規定を第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)、第二十四條第三項若しくは第五項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)、第九項若しくは第十項、第十三条第一項、第三項、第六項若しくは第七項(これらの規定を第三十四条第十項において準用する場合を含む。))又は第三十四条第三項、第五項、第八項若しくは第九項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。

五 第十三条第一項(第十四条第十二項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)、若しくは第八項、第二十三条第一項(第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))若しくは第七項又は第三十四

準用する場合を含む。))並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項(第十四条第十二項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第十四条第十項、第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項若しくは第三項(これらの規定を第二十三条第五項(第二十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十三條第三項若しくは第四項(これらの規定を第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)、第二十四條第三項若しくは第五項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)、第二十四條第九項若しくは第十項、第三十三條第一項から第四項まで(これらの規定を第三十四条第七項において準用する場合を含む。))又は第三十四条第三項から第六項までの規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。

(新設)

条第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

六 第三十四条の九の十第二項又は第三十四条の九の十一第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたとき。

附則

(削る)

(新設)

附則

(震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)  
第八条 銀行持株会社等以外の金融機関等であつて、信用を供与して  
いる者の財務の状況が東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発  
生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故に  
よる災害をいう。以下同じ。)により相当程度悪化したことその他  
の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として  
業務を行つている地域における円滑な信用供与を実施するために必  
要となつたもの(以下「震災特例金融機関等」という。)は、機構  
に対し、平成二十九年三月三十一日までに当該震災特例金融機関等  
の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行  
うことができる。この場合において、当該震災特例金融機関等は、  
主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を  
記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。  
一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業  
年度の終了の日を終期とするものに限る。)

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災

特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

三 株式等の引受け等を求める額及びその内容

四 収益の見通しその他政令で定める事項

2 震災特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等は、機構に對し、平成二十九年三月三十一日までに当該子会社（以下「震災特例対象子会社」という。）の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該震災特例対象子会社は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を当該銀行持株会社等と連名で主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

三 当該銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその震災特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

四 当該震災特例対象子会社における収益の見通しその他政令で定める事項

3 震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社

等が前二項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第三条第一項又は第二項に規定する申込みと、前二項に規定する経営強化計画を第四条第一項に規定する経営強化計画と、前二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第二章（第五条第二項を除く。）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第三条第一項中「株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条第二項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第五条第一項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号から第五号まで及び第八号から第十一号までに掲げる要件に該当し、かつ、第三条第一項に規定する金融機関等又は同条第二項に規定する子会社が附則第八条第一項に規定する震災特例金融機関等又は同条第二項に規定する震災特例対象子会社」と、同項第三号中「前条第一項第七号」とあるのは「附則第八条第一項第二号又は第二項第二号」と、同項第九号中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「株式等の引受け等が」とあるのは「対象子会社に対して行う株式等の引受け等が」と、同項第十一号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第三項中「が発行する株式の引受け」とあるのは「に対して株式等の引受け等」と、第五条の二中「第二百六条の二」とあるのは「第二百六条の二又は第二百四十四条の二」と、「

株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当て」とあるのは「同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て」と、「同法第二百五条第一項」とあるのは「同法第二百五条第一項若しくは第二百四十四条第一項」と、第七条第一項中「議決権制限等株式」とあるのは「同法第一百五十一条に規定する議決権制限株式」と、同条第二項中「議決権制限等株式を」とあるのは「会社法第一百五十一条に規定する議決権制限株式を」と、「議決権制限等株式」とあるのは「議決権制限株式」と、同条第三項中「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第一百五十一条に規定する議決権制限株式」と、第九条第一項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号から第五号までに掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第八条第一項第二号又は第二項第二号」と、第十条第一項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第十二条第一項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び附則第八条第一項第二号又は第二項第二号」と、同条第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号及



債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける」と、同条第十項中「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定める」と、同条第十二項中「承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等」とあるのは「承継金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの」と、同項の表中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第十四条の二中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「株式の発行者」とあるのは「株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者」と、第三十五条第二項第二号中「金融機関等」とあるのは「金融機関等又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第九条 震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等（第十五条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この条において同じ。）は、機構に対し、平成二十九年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本

（削る）

- の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする<sup>9</sup>。
- 一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
  - 二 金融組織再編成の内容及び実施時期
  - 三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、次に掲げる事項
- イ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあってはその子会社等、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等（銀行持株会社等を除く。）の自己資本の充実のために株式等の引受け等の申込みをする場合にあつては当該新たに設立される金融機関等。二及び次号において「業務実施金融機関」という。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
  - ロ 当該金融機関等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容
  - ハ 組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込み

- 
- をするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等が第十六条第一項第五号二に規定する対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期
- 二 業務実施金融機関における収益の見通し
- 四 当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをしないときは、業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項
- 五 その他政令で定める事項
- 2 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成（第十五条第一項に規定する特定組織再編成をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）であるときは、当該金融機関等が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行うものとし、金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行うものとする。
- 3 震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第一項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第十五条第一項又は第二項に規定する申込みと、第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化計画と、第一項の規定による経
-

営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第三章（第十七条第二項を除く。）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第十五条第一項中「株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条第二項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第十七条第一項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第八号までに掲げる要件に該当し、かつ、第十五条第一項又は第二項に規定する組織再編成金融機関等が附則第九条第一項に規定する組織再編成金融機関等に該当する」と、同項第四号イ中「前条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、同号ヘ中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「当該株式等の引受け等」とあるのは「当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等」と、同項第八号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第三項中「が発行する株式の引受け」とあるのは「に対して株式等の引受け等」と、同条第六項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条第八項中「議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」と、「その子会社等の」とあるのは「その子会社等の」と、第七条第一項中「議決権制限等株式」とあるのは「同

法第百十五条に規定する議決権制限株式」と、同条第二項中「議決権制限等株式を」とあるのは「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式を」と、「議決権制限等株式の」とあるのは「議決権制限株式の」と、同条第三項中「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」と、第十七条の二中「第二百六条の二」とあるのは「第二百六条の二又は第二百四十四条の二」と、「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当て」とあるのは「同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て」と、「同法第二百五条第一項」とあるのは「同法第二百五条第一項若しくは第二百四十四条第一項」と、第十九条第二項中「第十六条第一項第五号ハ又は二」とあるのは「第十六条第一項第五号ハ又は附則第九条第一項第三号ハ」と、同条第三項中「第一号から第三号まで、第四号イから二まで」とあるのは「第三号、第四号イからハまで」と、「第十六条第一項第五号ハ又は二」とあるのは「第十六条第一項第五号ハ又は附則第九条第一項第三号ハ」と、「第一号から第九号までに掲げる要件の全て」とあるのは「第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第九号までに掲げる要件」と、同項第四号イ中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、同号へ中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」

と、「当該株式等の引受け等」とあるのは「当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等」と、同項第八号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第五項中「第十七条第二項、第三項」とあるのは「第十七条第三項」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第七条第一項中「議決権制限等株式」とあるのは「同法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」と、同条第二項中「議決権制限等株式を」とあるのは「会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式を」と、「議決権制限等株式の」とあるのは「議決権制限株式の」と、同条第三項中「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」と読み替えるほか」と、第二十二條第一項中「第十六条第一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びロ」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び附則第九条第一項第三号イ」と、同条第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号及び第四号に掲げる要件」と、同項第三号中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、第二十三條第三項中「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定める」と、同条第五項の表第十九條第三項の項中「第四号イからニまで」とあるのは「第四号イからハまで」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用

することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表前条第一項の項中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、第二十四条第三項中「第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項（当該経営強化計画に同号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。）（その他主務省令で定める事項）」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び収益の見通しその他主務省令で定める事項（同号に規定する経営強化計画に附則第九条第一項第三号イに掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。）」と、同条第四項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号から第五号までに掲げる要件」と、同項第三号及び第四号中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、同条第六項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第三項中「同号」とあるのは、「同項」と読み替えるほか」と、同項の表第三項の項中「第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）（一と、同条第七項及び第八項第一号中「である株式の発行者」とあるのは「又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者」と、同項第三号中「である株式の処分をする」とあるのは「又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける」と、同条第

九項中「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定める」と、同条第十一項の表第十九条第三項の項中「第四号イからニまで」とあるのは「第四号イからハまで」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表第二十二条第一項の項中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、同条第十二項中「承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等」とあるのは「承継組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの」と、同項の表第十九条第三項の項中「第四号イからニまで」とあるのは「第四号イからハまで」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表第二十二条第一項の項中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、第二十四条の二中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「株式の発行者」とあるのは「株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者」と、第三十五条第二項第四号中「組織再編成金融機関等」とあるのは「

(削る)

組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第十条 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が震災特例協同組織金融機関（信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつた協同組織金融機関をいう。以下同じ。）である場合には、当該震災特例協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

- 一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
- 二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
- 三 第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容
- 四 収益の見通しその他政令で定める事項

2 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が震災特例組織再編成協同

組織金融機関（当事者の全部又は一部が震災特例協同組織金融機関である金融組織再編成（協同組織金融機関を当事者とするものに限る。以下この条において同じ。）の当事者である協同組織金融機関をいう。以下同じ。）である場合には、当該震災特例組織再編成協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該震災特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 当該申込みに係る対象協同組織金融機関（第二十五条第一項に規定する対象協同組織金融機関をいう。第四項において同じ。）に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

ロ 当該引受け又は貸付けを求めらる額及びその内容

ハ 当該対象協同組織金融機関における収益の見通し

四 当該震災特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをしないときは、当該震災特例組織再編成協同組織金融機関（経営強化計画に係る金融

組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。)が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五) その他政令で定める事項

3) 震災特別組織再編成協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該震災特別組織再編成協同組織金融機関が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

4) 協同組織中央金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する震災特別協同組織金融機関又は震災特別組織再編成協同組織金融機関に係る対象協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、当該対象協同組織金融機関(当該震災特別組織再編成協同組織金融機関が同項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。)は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、第一項又は第二項の規定により提出した経営強化計画(当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあつては、当該経営強化計画に記載された事項を記載した経営強化計画)を主務大臣に提出するとともに、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、同条第二項に規定す

る経営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

5| 震災特別協同組織金融機関又は震災特別組織再編成協同組織金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、第一項の規定により提出する経営強化計画を第二十五条第一項の規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、第二項の規定により提出する経営強化計画を同条第一項の規定により提出する同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画と、第二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、前十七条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項の規定による経営強化指導計画の提出とそれぞれみなして、第四章及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第二十八条第一項第一号中「適合する」とあるのは「適合し、かつ、附則第十条第一項に規定する震災特別協同組織金融機関に該当する」と、同号イ中「第五条第一項第一号から第五号まで」とあるのは「経営強化計画に記載された附則第十条第一項第二号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策

が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第五条第一項第四号及び第五号」と、同項第二号中「設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合する」とあるのは「設立された協同組織金融機関であるときは、ハからホまでのいずれにも適合し、かつ、附則第十条第二項に規定する震災特例組織再編成協同組織金融機関に該当する」と、同号二(1)中「第十七条第一項第四号イからハまで」とあるのは「経営強化計画に記載された附則第十条第二項第三号イに掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第十七条第一項第四号ロ及びハ」と、同条第三項中「決定について」とあるのは「決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について」と、第三十条第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号から第六号までに掲げる要件」と、同項第三号及び第四号中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第十条第一項第二号」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「第二項第三号イ」と、第三十条第一項中「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び附則第十条第一項第二号」と、第三十四条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（

(削る)

五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。」と、「同項第七号又は第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第十条第一項第二号又は第二項第三号イ」と、「第四条第一項第七号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「含む。」「」とあるのは「含む。」及び収益の見通し」と、同条第七項の表前条第一項の項中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第十条第一項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める<sup>1)</sup>

(特定震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第十一条 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が、震災特例協同組織金融機関のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるもの(以下「特定震災特例協同組織金融機関」という。)である場合には、当該特定震災特例協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項並びに同条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容を記載した経営強化計画(以下「特定震災特例経営強化計画」という。)の提出を求めることができる。

一 特定震災特例経営強化計画の実施期間(五年を超えないもので

あつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 経営指導契約（特定震災特例協同組織金融機関の経営の改善を支援するため、協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織金融機関との間で締結する契約であつて、当該協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織金融機関の経営の改善のために指導その他必要な措置を講じ、当該特定震災特例協同組織金融機関が当該措置に基づき適切に業務を実施することを約するものをいう。以下この条において同じ。）の内容

三 被災債権（東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。以下この号、第三項第三号イ及び附則第十九条第五項において同じ。）の譲渡その他の処分について損害担保契約（被災債権に係る債務の全部又は一部の弁済がされないこととなつた場合において、その被災債権に係る債権者に対してその弁済がされないこととなつた額の一部を補填するための契約をいう。同条第一項及び第五項において同じ。）を特定震災特例協同組織金融機関が行う場合にあつては、その旨及びその内容

四 第四条第一項第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

2 | 協同組織中央金融機関が前項の規定により特定震災特例経営強化計画を提出する特定震災特例協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出する経営強化指導計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画（以下「特定震災特例経営強化指導計画」という

。及び当該申込みの対象となる信託受益権等（第二十五条第一項に規定する信託受益権等をいう。以下この条において同じ。）に係る信託契約等（信託受益権等に係る資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産の譲受けに係る契約を含む。次項において同じ。）の契約書の写しを主務大臣に提出するとともに、当該特定震災特例協同組織金融機関は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、前項の規定により提出した特定震災特例経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該申込みに係る信託受益権等に係る特定震災特例協同組織金融機関がこの項の規定により提出する特定震災特例経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が次項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容

二 信託受益権等の買取りを求めた額及びその内容

三 前項第二号及び第三号に掲げる事項

四 その他政令で定める事項

3 主務大臣は、前項の規定により特定震災特例経営強化計画並びに特定震災特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。この場合には、第五条第五項の規定を準用する。

一 特定震災特例協同組織金融機関が次のいずれにも適合するもの

であること。

イ 特定震災特例経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 特定震災特例経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ 当該特定震災特例協同組織金融機関が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない協同組織金融機関でないこと。

ニ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該特定震災特例協同組織金融機関による当該特定震災特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

二 前項の規定により提出された特定震災特例経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。

イ 特定震災特例経営強化指導計画の実施が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る特定震災特例協同組織金融機関から前項の規定により提出された特定震災特例経営強化計画の実施に資するものであること。

ロ 特定震災特例経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三 前項の規定により提出された特定震災特例経営強化計画に記載

された第一項第二号に掲げる事項に次に掲げる事項が含まれて  
いること。

イ 協同組織中央金融機関が特定震災特例協同組織金融機関の被  
災債権の管理及び回収に関する指導その他特定震災特例協同組  
織金融機関の業務の改善のために必要な指導及び助言を行い、  
当該特定震災特例協同組織金融機関は、当該指導及び助言に基  
づき適切に業務を実施すること。

ロ 協同組織中央金融機関は、特定震災特例協同組織金融機関に  
対し、その業務及び財産の状況につき必要な報告を求め、当該  
特定震災特例協同組織金融機関は、正当な理由がある場合を除  
き、その求めに応ずること。

ハ 経営指導契約は、その締結の日から附則第十六条第三項の認  
定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日まで  
の間に限り、その効力を有するものであること。

四 当該信託受益権等に係る取得優先出資等（第二十五条第一項に  
規定する取得優先出資等をいう。附則第十五条、第十六条第一項  
及び第三項並びに第十七条第一項及び第二項において同じ。）に  
貸付債権がある場合にあつては、当該貸付債権につき、当該信託  
受益権等に係る信託契約等において、附則第十六条第三項の認定  
又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間  
に、当該特定震災特例協同組織金融機関が、その財務の改善を  
図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者に対し弁済し  
た金額に相当する金額の特定震災特例協同組織金融機関の優先出

資の引受けを求めることができることが定められていること。

4 | 主務大臣が前項の規定による決定をした場合には、第一項に規定する特定震災特例経営強化計画を第二十五条第一項及び第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、第二項に規定する特定震災特例経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章（同項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第三項中「第五条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による決定について」とあるのは「第五条第六項の規定は附則第十一条第三項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について」と、第三十条第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号、第五号及び第六号に掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されているときは、当該」とあるのは「記載されている第四条第一項第七号に規定する」と、第十三条第一項中「限る。」は「とあるのは「限る。」は、主務省令で定めるところにより」と、「場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「場合にあつては第四条第一項第七号及び附則第十一条第一項第一号から第三号まで」と、「経営強化計画を新たに」とあるのは「新たな特定震災特例経営強化計画を主務大臣に提出し、当該特定震

災特別経営強化計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合にあつては変更後の特定震災特別経営強化計画を」と、同条第二項中「対象協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより」とあるのは「対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、前項の規定により新たな特定震災特別経営強化計画を提出する場合にあつては」と、「内容」とあるのは「内容並びに附則第十一條第一項第二号及び第三号に掲げる事項」と、「経営強化指導計画を主務大臣に提出し、当該特定震災特別経営強化指導計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合にあつては変更後の特定震災特別経営強化指導計画を」と、第三十四條第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号」と、同条第三項中「第四條第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六條第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四條第一項第七号に掲げる方策を含む。）」とあるのは「第四條第一項第七号及び附則第十一條第一項第一号から第三号までに掲げる事項」と、同条第四項中「内容」とあるのは「内容並びに附則第十一條第一項第二号及び第三号に掲げる事項」と、同条第七項中「経営強化計画又は第五項」とあるのは「特定震災特別経営強化計画（この項に

において準用する前条第一項の規定により提出されたものを含む。）又は第五項」と、「含む。」又は「とあるのは「含む。」若しくは「と、」について」とあるのは「」又は当該特定震災特例経営強化指導計画（この項において準用する同条第二項の規定により提出されたものを含む。）について」と、同項の表前条第一項の項中「経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）」とあるのは「特定震災特例経営強化計画」と、第六十条中「又は理事」とあるのは「、理事又は清算人」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5| 第三項の決定があつたときは、特定震災特例協同組織金融機関及び当該特定震災特例協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、速やかに、経営指導契約を締結しなければならない。

（総会等の特別決議等に関する特例）

第十二条 特定震災特例協同組織金融機関が第二十五条第一項の申込みに係る優先出資を発行する場合における信用金庫法第四十八条の三第一号、中小企業等協同組合法第五十三条第一号又は労働金庫法第五十三条第一号に掲げる事項に係る総会又は総代会（以下この条において「総会等」という。）の決議又は議決は、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、出席した会員、組合員若しくは代議員又は総代（次項において「会員等」という。）の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

（削る）

(削る)

(削る)

2 前項の規定により仮にした決議又は議決（以下この条において「仮決議等」という。）があつた場合においては、各会員等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の総会等を招集しなければならない。

3 前項の総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があつたものとみなす。

第十三条及び第十四条 削除

(認定の申請)

第十五条 附則第十一条第四項の規定において同条第三項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する第二十五条第一項に規定する信託受益権等（附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限り。以下同じ。）に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの（以下「特別対象協同組織金融機関等」という。）は、信託受益権等の買取りがあつた日から起算して十年を経過する日（やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難であると主務大臣が認める場合にあつては、当該日から主務大臣が定める一定の期間を経過した日）までに、主務省令で定めるところにより、次条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定

(削る)

のいずれかを主務大臣に申請しなければならない。

(経営が改善した旨の認定)

第十六条 特別対象協同組織金融機関等は、預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画(以下「特別経営強化計画」という。)を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を申請することができる。

一 特別経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)

二 第四条第一項第七号に掲げる事項

三 収益の見通しその他主務省令で定める事項

2 | 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による申請を行う場合には、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画(以下「特別経営強化指導計画」という。)を主務大臣に提出することができる。

一 当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容

- 
- 二 その他主務省令で定める事項
  - 3 主務大臣は、前二項の規定により第一項に規定する書類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、特別経営強化計画を提出した特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を行うことができる。
    - 一 当該特別対象協同組織金融機関等が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でないこと。
    - 二 当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合であること。
    - 三 当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善したと認められること。
    - 四 特別経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
    - 五 特別経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
    - 六 特別経営強化指導計画の実施が特別経営強化計画の実施に資するものであること。
    - 七 特別経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
-

る」と。

八 信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと<sup>〇</sup>。

4 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による認定を受けたときは、当該認定を受けた特別対象協同組織金融機関等が実施している特定震災特例経営強化計画及び当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関が実施している特定震災特例経営強化指導計画は、それぞれその効力を失う。

5 特別対象協同組織金融機関等が第三項の規定による認定を受けた場合には、第一項に規定する特別経営強化計画を第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、第二項に規定する特別経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、第三項の規定による認定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章（同項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第二項中「当該決定」とあるのは「附則第十一条第三項の規定による決定」と、同条第三項中「第一項の規定による決定について」とあるのは「附則第十一条第三項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について」と、「（第一項）」とあるのは「（附則第十一条第三項）」と、第三十条第一項中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の

定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関」とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、同条第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号、第五号及び第六号に掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されているときは、当該」とあるのは「記載されている第四条第一項第七号に規定する」と、同条第三項、第三十一条第一項及び第三十二条中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と、第三十三条第一項中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものは同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）」とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、「協定銀行が当該信託受益権等」とあるのは「協定銀行が当該特別経営強化計画に係る附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等」と、「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項」とあるのは「特別経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び第四条第一項第

七号に掲げる事項」と、第三十四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と、同条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号口に掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）」とあるのは「特別経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）」、第四条第一項第七号及び収益の見通し」と、同条第七項の表前条第一項の項中欄中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）」とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、「協定銀行が当該信託受益権等」とあるのは「協定銀行が当該特別経営強化計画に係る附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等」と、同項下欄中「経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）」とあるのは「特別経営強化計画」と、「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と、第三十五条第二項第五号及び第三十六条第一項第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と

(削る)

するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定)

第十七条 特別対象協同組織金融機関等は、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類(次項において「資本整理等実施要綱」という。)を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、事業再構築(合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れであつて、経営の健全化のために行われるものをいう。以下この項、次項及び次条第一項において同じ。)に伴う資本整理(損失の填補に充てるために当該信託受益権等に係る優先出資に係る権利の全部又は一部を消滅させることをいう。以下同じ。)を可とする旨の認定を申請することができる。

一 事業再構築の内容

二 資本整理の内容

三 資本整理を行うために次条又は附則第十九条の規定に基づく機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

四 その他主務省令で定める事項

2 | 主務大臣は、前項の規定により資本整理等実施要綱の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を行うことができる。

一 | 当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないこと。

二 | 資本整理等実施要綱に記載された事業再構築の内容が適切であり、当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における金融機能の維持又は強化に資するものであること<sup>1</sup>

三 | 資本整理等実施要綱に記載された資本整理を行うことが当該特別対象協同組織金融機関等の損失の填補を行うために必要なものであり、当該資本整理の内容が適切であること。

四 | 前項第三号に規定する措置を必要としている場合にあつては、当該措置が資本整理を行うために必要かつ適切なものであること<sup>1</sup>

五 | 資本整理を行った後に協定銀行が引き続き特別対象協同組織金融機関等に係る信託受益権等を保有する場合には、当該信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として主務省令で定める場合でないこと。

六 | その他政令で定める要件

3 | 主務大臣は、前項の規定による認定を行おうとするときは、あら

はじめ、機構の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による認定をした場合において、第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項の実施状況に照らして必要があると認めるときは、当該事項の適切な実施を確保するため、その必要な限度において、当該認定に係る特別対象協同組織金融機関等に対し、当該事項の実施状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該事項のうち実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

（優先出資の消却に必要な金銭の贈与）

第十八条 前条第二項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等（以下「認定特別対象協同組織金融機関等」という。）又は当該認定に係る事業再構築の相手方となる金融機関等であつて第二条第一項第一号から第八号までに掲げるもの（金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。以下「相手方金融機関」という。）は、当該認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければ

（削る）

ばならない。

3| 機構は、第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会（預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。次条第三項及び附則第二十一条第二項において同じ。）の議決を経て、当該申込みに係る金銭の贈与を行うかどうかを決定しなければならない。

4| 機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

5| 機構は、第三項の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたときは、当該金銭の贈与の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該金銭の贈与に関する契約を締結しなければならない。

（損害担保契約に係る損失の補填）

第十九条 認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、機構が、認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。

2| 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければ

（削る）

ばならない。

3 機構は、第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による契約の締結を行う旨の決定をしたときは、当該契約の締結の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該契約を締結しなければならない。この場合において、当該認定特別対象協同組織金融機関等又は当該相手方金融機関は、当該契約に係る損害担保契約の対象となる被災債権について利益が生じたときに当該利益の額の一部を機構に納付することを約さなければならない。

（機構の業務の取扱い）

第二十条 前二条の規定による機構の業務は、預金保険法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして同法の規定を適用する。

（機構における勘定間の繰入れ）

第二十一条 機構は、附則第十八条の規定による業務の実施により、前条の規定の適用を受けて一般勘定（預金保険法第四十一条に規定

（削る）

（削る）

する一般勘定をいう。以下この項及び次項において同じ。）から支出された金額（資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行おうとする場合において、同法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額を超える部分に相当する金額に限る。）の範囲内に限り、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十五条第一項に規定する金融機能早期健全化勘定をいう。第三項において同じ。）から一般勘定に繰り入れるものとする。

2 機構は、附則第十七条第二項の規定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、運営委員会の議決を経て、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、一般勘定から、当該損失の額（資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行おうとする場合において、預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額に相当する金額に限る。）の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰り入れることができる。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして同法の規

定を適用する。

3 機構は、附則第十七条第二項の規定による認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該損失の額から前項の規定により金融機能強化勘定に繰入れをした金額を控除した金額の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができらる。

4 第一項又は前項の規定による繰入れについては、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十四条に規定する金融機能早期健全化業務とみなして同法の規定を適用する。

(震災特例協同組織金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等に係る協同組織金融機能強化方針の特例)

第二十二條 協同組織中央金融機関等が、協同組織金融機関等（第三十四條の二に規定する協同組織金融機関等をいう。）であつて信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたもの（次項において「震災特例協同組織金融機関等」という。）に特定支援（第三十四條の三第三項に規定する特定支援をいう。次項において同じ。）を行うために第三十四

(削る)

条の二の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の發揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出することができる。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの

二 前号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

三 第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

四 取得優先出資（第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資をいう。次項において同じ。）の払込金又は取得貸付債権（同条第三項に規定する取得貸付債権をいう。次項において同じ。）の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨

五 収益の見通しその他政令で定める事項

2 | 前項第二号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が

前項第四号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行った震災特例協同組織金融機関等（第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。）をいう。

3 | 協同組織中央金融機関等が第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をする場合には、当該協同組織金融機能強化方針を第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針と、当該提出を同項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出とそれぞれみなして、第四章の二、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第三十四条の四第二項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十二條第二項」と、「同条第一項第三号」とあるのは「同条第一項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(罰則)

第二十三條 附則第十九條第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

(削る)

(削る)

第二十四条 附則第十七条第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

(削る)

第二十五条 特別対象協同組織金融機関等の理事若しくは清算人又は相手方金融機関の取締役、執行役若しくは理事は、附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

(新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)

第二十六条 銀行持株会社等以外の金融機関等であつて、信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するところが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)及びそのまん延防止のための措置(以下「新型コロナウイルス感染症等」という。)により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス

(削る)

ス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたもの（以下「新型コロナウイルス感染症特例金融機関等」という。）は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

三 株式等の引受け等を求める額及びその内容

四 収益の見通しその他政令で定める事項

2 | 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに当該子会社（以下「新型コロナウイルス感染症特例対象子会社」という。）の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該新型コロナウイルス感染症特例対象子会社は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて

次に掲げる事項を記載した経営強化計画を当該銀行持株会社等と連名で主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

三 当該銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

四 当該新型コロナウイルス感染症特例対象子会社における収益の見通しその他政令で定める事項

3 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等が前二項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第三条第一項又は第二項に規定する申込みと、前二項に規定する経営強化計画を第四条第一項に規定する経営強化計画と、前二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第二章（第五条第二項を除く。）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第三条第一項中「株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等で

ある場合にあつては、株式の引受けに限る。」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条第二項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第五条第一項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号から第五号まで及び第八号から第十一号までに掲げる要件に該当し、かつ、第三条第一項に規定する金融機関等又は同条第二項に規定する子会社が附則第二十六条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は同条第二項に規定する新型コロナウイルス感染症特例対象子会社」と、同項第三号中「前条第一項第七号」とあるのは「附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号」と、同項第九号中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「株式等の引受け等が」とあるのは「対象子会社に対して行う株式等の引受け等が」と、同項第十一号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第三項中「が発行する株式の引受け」とあるのは「に対して株式等の引受け等」と、第五条の二中「第二百六条の二」とあるのは「第二百六条の二又は第二百四十四条の二」と、「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当て」とあるのは「同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て」と、「第二百五条第一項」とあるのは「第二百五条第一項若しくは第二百四十四条第一項」と

、第七条第一項中「議決権制限等株式」とあるのは「同法第一百五  
条に規定する議決権制限株式」と、同条第二項中「議決権制限等株  
式を」とあるのは「会社法第一百五條に規定する議決権制限株式を  
」と、「議決権制限等株式の」とあるのは「議決権制限株式の」と  
、同条第三項中「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とある  
のは「会社法第一百五條に規定する議決権制限株式」と、第九条第  
一項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条  
第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号から第五号  
までに掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号」とあ  
るのは「附則第二十六條第一項第二号又は第二項第二号」と、第十  
条第一項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、  
第十二條第一項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等  
」と、「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは  
「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業  
年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び附則第二十六條第  
一項第二号又は第二項第二号」と、同条第二項中「次に掲げる要件  
の全て」とあるのは「第三号及び第四号に掲げる要件」と、同項第  
三号中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第二十六條第一項  
第二号又は第二項第二号」と、第十三條第三項中「株式の引受け」  
とあるのは「株式等の引受け等」と、「次に掲げる」とあるのは「  
主務省令で定める」と、同条第四項の表中「株式の引受け」とある  
のは「株式等の引受け等」と、第十四條第三項中「第四条第一項第  
一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項」とあるのは「経営強

化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）と、附則第二十六条第一項第二号に掲げる事項及び収益の見通し」と、同条第四項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号及び第四号に掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第二十六条第一項第二号」と、同条第七項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、同項の表第三項の項中欄中「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものを超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）と、附則第二十六条第一項第二号に掲げる事項及び収益の見通し」と、同項下欄中「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）と、附則第二十六条第二項第二号に掲げる事項及び収益の見通し」と、同条第八項及び第九項第一号中「である株式の発行者」とあるのは「又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者」と、同項第三号中「である株式の処分をする」とあるのは「又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける」と、同条第十項中「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定める」と、同条第十二項中「承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等」とあるのは「承継金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行

(削る)

者であるもの」と、同項の表中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第十四条の二中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「株式の発行者」とあるのは「株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者」と、第三十五条第二項第二号中「金融機関等」とあるのは「金融機関等又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第二十七条 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等（第十五条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この条において同じ。）は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業

年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつてはその子会社等、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等（銀行持株会社等を除く。）の自己資本の充実のために株式等の引受け等の申込みをする場合にあつては当該新たに設立される金融機関等。二及び次号において「業務実施金融機関」という。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

ロ 当該金融機関等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

ハ 組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等が第十六条第一項第五号ニに規定する対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

ニ 業務実施金融機関における収益の見直し

四 当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをしないときは、業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五 その他政令で定める事項

2 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成（第十五条第一項に規定する特定組織再編成をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）であるときは、当該金融機関等が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行うものとし、金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行うものとする。

3 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第一項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第十五条第一項又は第二項に規定する申込みと、第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第三章（第十七条第二項を除く。）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第十五条第一項中「株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）」とあるのは

「株式等の引受け等」と、同条第二項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第十七条第一項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「第三号、第四号イからハまで、ホ及びへ並びに第五号から第八号までに掲げる要件に該当し、かつ、第十五条第一項又は第二項に規定する組織再編成金融機関等が附則第二十七条第一項に規定する組織再編成金融機関等に該当する」と、同項第四号イ中「前条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、同号へ中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「当該株式等の引受け等」とあるのは「当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等」と、同項第八号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第三項中「が発行する株式の引受け」とあるのは「に対して株式等の引受け等」と、同条第六項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条第八項中「議決権制限等株式」とあるのは「会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」と、「子会社等の」とあるのは「子会社等の」と、第七条第一項中「議決権制限等株式」とあるのは「同法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」と、同条第二項中「議決権制限等株式を」とあるのは「会社法第一百五十五条に規定する議決権制限等株式を」と、「議決権制限等株式の」とあるのは「議決権制限株式の」と、同条第三項中「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」と、第十七条の二中「第二百六条の二」とあ

るのは「第二百六条の二又は第二百四十四条の二」と、「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当て」とあるのは「同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て」と、「第二百五条第一項」とあるのは「第二百五条第一項若しくは第二百四十四条第一項」と、第十九条第二項中「又は二」とあるのは「又は附則第二十七条第一項第三号ハ」と、同条第三項中「第一号から第三号まで、第四号イからニまで」とあるのは「第三号、第四号イからハまで」と、「又は二」とあるのは「又は附則第二十七条第一項第三号ハ」と、「第一号から第九号までに掲げる要件の全て」とあるのは「第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第九号までに掲げる要件」と、同項第四号イ中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、同号へ中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「当該株式等の引受け等」とあるのは「当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等」と、同項第八号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第五項中「第十七条第二項、第三項」とあるのは「第十七条第三項」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第七条第一項中「議決権制限等株式」とあるのは「同法第一百五十五条に規定する議決権制限株式

「と、同条第二項中「議決権制限等株式を」とあるのは「会社法第百十五條に規定する議決権制限株式を」と、「議決権制限等株式の」とあるのは「議決権制限株式の」と、同条第三項中「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五條に規定する議決権制限株式」と読み替えるほか」と、第二十二條第一項中「第十六條第一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びビロ」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び附則第二十七條第一項第三号イ」と、同条第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号及び第四号に掲げる要件」と、同項第三号中「第十六條第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十七條第一項第三号イ」と、第二十三條第三項中「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定める」と、同条第五項の表第十九條第三項の項中「第四号イからニまで」とあるのは「第四号イからハまで」と、「第十六條第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十七條第一項第三号イ」と、「」により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表前条第一項の項中「第十六條第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十七條第一項第三号イ」と、第二十四條第三項中「第十六條第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項（当該経営強化計画に同号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。）その他主務省令で定める事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了

の日を終期とするものに限る。)及び収益の見通しその他主務省令で定める事項(同号に規定する経営強化計画に附則第二十七条第一項第三号イに掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。)と、同条第四項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号から第五号までに掲げる要件」と、同項第三号及び第四号中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、同条第六項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第三項中「同号」とあるのは、「同項」と読み替えるほか」と、同項の表第三項の項中「第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)」と、同条第七項及び第八項第一号中「である株式の発行者」とあるのは「又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者」と、同項第三号中「である株式の処分をする」とあるのは「又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける」と、同条第九項中「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定める」と、同条第十一項の表第十九条第三項の項中「第四号イからニまで」とあるのは「第四号イからハまで」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第二十二條第一項の項中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第

第二十七条第一項第三号イ」と、同条第十二項中「承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等」とあるのは「承継組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの」と、同項の表第十九条第三項の項中「第四号イから二まで」とあるのは「第四号イから八まで」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表第二十二條第一項の項中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十七條第一項第三号イ」と、第二十四條の二中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「株式の発行者」とあるのは「株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者」と、第三十五條第二項第四号中「組織再編成金融機関等」とあるのは「組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例）

第二十八条 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定によ

（削る）

り経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関（信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実に資することが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関をいう。以下同じ。）である場合には、当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

三 第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容

四 収益の見通しその他政令で定める事項

2 | 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関（当事者の全部又は一部が新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関である金融組織再編成（協同組織金融機関を当事者とするものに限る。以下この条にお

- 
- て同じ。)の当事者である協同組織金融機関をいう。以下同じ。)である場合には、当該新型コロナウイルス感染症特別組織再編成協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。
- 一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
  - 二 金融組織再編成の内容及び実施時期
  - 三 当該新型コロナウイルス感染症特別組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項
    - イ 当該申込みに係る対象協同組織金融機関（第二十五条第一項に規定する対象協同組織金融機関をいう。第四項において同じ。）に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
    - ロ 当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容
    - ハ 当該対象協同組織金融機関における収益の見通し
  - 四 当該新型コロナウイルス感染症特別組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをしないときは、当該新型コロナウイルス感染症特別組織再編成協同組織金融機関（経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。）が業務を行う地域に
-

おける信用供与の実施に関する事項

五 その他政令で定める事項

3 新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

4 協同組織中央金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関又は新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関に係る対象協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、当該対象協同組織金融機関（当該新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関が同項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。）は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、第一項又は第二項の規定により提出した経営強化計画（当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあつては、当該経営強化計画に記載された事項を記載した経営強化計画）を主務大臣に提出するとともに、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、同条第二項に規定す

る経営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

5| 新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関又は新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、第一項の規定により提出する経営強化計画を第二十五条第一項の規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、第二項の規定により提出する経営強化計画を同条第一項の規定により提出する同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画と、第二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、前項の規定により提出する経営強化計画及び経営強化指導計画を第二十七条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項の規定による経営強化指導計画の提出とそれぞれみなして、第四章及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第二十八条第一項第一号中「適合する」とあるのは「適合し、かつ、附則第二十八条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に該当する」と、同号イ中「第五条第一項第一号から第五号まで」とあるのは「経営強化計画に記載された附則第二十八条第一項第二号に掲げる方策の実施により当該地域において

る中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第五条第一項第四号及び第五号」と、同項第二号中「設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合する」とあるのは「設立された協同組織金融機関であるときは、ハからホまでのいずれにも適合し、かつ、附則第二十八条第二項に規定する新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関に該当する」と、同号二(1)中「第十七条第一項第四号イからハまで」とあるのは「経営強化計画に記載された附則第二十八条第二項第三号イに掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第十七条第一項第四号ロ及びハ」と、同条第三項中「決定について」とあるのは「決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について」と、第三十条第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号から第六号までに掲げる要件」と、同項第三号及び第四号中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第二十八条第一項第二号」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「第二項第三号イ」と、第三十三条第一項中「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び附則第二十八条第一項第二号」と

第三十四条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）」と、「同項第七号又は第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十八条第一項第二号又は第二項第三号イ」と、「第四条第一項第七号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「含む。」とあるのは「含む。」及び収益の見通し」と、同条第七項の表前条第一項の項中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第二十八条第一項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等に係る協同組織金融機能強化方針の特例）

第二十九条 協同組織中央金融機関等が、協同組織金融機関等（第三十四条の二に規定する協同組織金融機関等をいう。）であつて信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたもの（次項において「新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等」という。）に特定支援（第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。次項において同じ。）を行うために第三十四条の二の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、第三十四条の

（削る）

三 第一項に規定する協同組織金融機能強化方針に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の發揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出することができる。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの

二 前号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

三 第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

四 取得優先出資（第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資をいう。次項において同じ。）の払込金又は取得貸付債権（同条第三項に規定する取得貸付債権をいう。次項において同じ。）の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨

五 収益の見通しその他政令で定める事項

2 前項第二号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対しては返済に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第四号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 (略)

入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行った新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等(第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。)をいう。

3

協同組織中央金融機関等が第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をする場合には、当該協同組織金融機能強化方針を第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針と、当該提出を同項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出とそれぞれみなして、第四章の二、第五章及び第六章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第三十四条の四第二項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十九条第二項」と、「同条第一項第三号」とあるのは「同条第一項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十条 (略)

改正案	現行
<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「経営基盤強化」とは、金融機関等が第一号及び第二号の行為により、収益性の相当程度の向上を図ることをいう。</p> <p>一 次に掲げる行為（以下「組織再編成」という。）                      イ〜ヘ (略)</p> <p>ト <u>金融機関等による他の金融機関等の株式の取得</u>（当該取得により当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、イ、ロ、ニ及びホに掲げる場合を除く。）</p> <p>(削る)</p> <p>3                      二 (略)</p>	<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「経営基盤強化」とは、金融機関等が第一号及び第二号の行為により、収益性の相当程度の向上を図ることをいう。</p> <p>一 次に掲げる行為（以下「組織再編成」という。）                      イ〜ヘ (略)</p> <p>ト <u>他の金融機関等への株式の移転又は発行</u>（当該移転又は発行により当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、イ、ロ及びホに掲げる場合を除く。）</p> <p>チ <u>他の金融機関等からの移転又は発行による株式の取得</u>（当該取得により当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、イ及びニに掲げる場合を除く。）</p> <p>3                      二 (略)</p>

(経営基盤強化計画の認定の申請)

第三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(信用金庫等の持分の消却)

第十二条 (略)

2～8 (略)

9 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。次条において同じ。）を発行している信用金庫等は、同法第四十四条第六項の規定にかかわらず、第一項、第三項又は第五項の規定による持分の消却を資本金の額の減少により行うことができる。

(労働金庫等の持分の消却)

第十三条 (略)

2～8 (略)

9 優先出資を発行している労働金庫等は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条第六項の規定にかかわらず、第一項、第三項又は第五項の規定による持分の消却を資本金の額の減少により行うことができる。

(経営基盤強化計画の認定の申請)

第三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを令和八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(信用金庫等の持分の消却)

第十二条 (略)

2～8 (略)

9 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。次条において同じ。）を発行している信用金庫等は、同法第四十四条第三項の規定にかかわらず、第一項、第三項又は第五項の規定による持分の消却を資本金の額の減少により行うことができる。

(労働金庫等の持分の消却)

第十三条 (略)

2～8 (略)

9 優先出資を発行している労働金庫等は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条第三項の規定にかかわらず、第一項、第三項又は第五項の規定による持分の消却を資本金の額の減少により行うことができる。

改正案	現行
<p>（募集優先出資の申込み）</p> <p>第九条 協同組織金融機関は、第六条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社（第四十四条の三第五項において「信託会社」という。）その他これに準ずるものとして主務省令で定めるものをいう。）の払込みの取扱いの場所</p> <p>八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、協同組織金融機関の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものをいう。第四十四条の三第三項第二号を除き、以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、前項の書面を交付したものとみなす。</p>	<p>（募集優先出資の申込み）</p> <p>第九条 協同組織金融機関は、第六条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社その他これに準ずるものとして主務省令で定めるものをいう。）の払込みの取扱いの場所</p> <p>八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、協同組織金融機関の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。</p>

4  
5  
7 (略)

(自己優先出資の消却)

第十五条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の決議によつて、優先出資の消却を行うことができる。

一・二 (略)

三 第四十四条第三項の規定により増加した剰余金の額をもつて自己の優先出資を取得して消却を行う場合

四 第四十四条第四項の規定により増加した剰余金の額をもつて自己の優先出資を取得して消却を行う場合

五 新たに発行する優先出資の払込金をもつて自己の優先出資を取得して消却を行う場合

2 (略)

3 額面金額を超える額を取得の対価として第一項第二号、第四号又は第五号の優先出資の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

4・5 (略)

(資本金及び資本準備金)

第四十二条 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金は、第十五条第一項第二号及び第五号に掲げる場合、次項の場合、第四項た

4  
5  
7 (略)

(自己優先出資の消却)

第十五条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の決議によつて、資本金の額を変更することなく、優先出資の消却を行うことができる。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

3 額面金額を超える額を取得の対価として第一項第二号の優先出資の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

4・5 (略)

(資本金及び資本準備金)

第四十二条 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金は、第十五条第一項、次項、第四項ただし書及び第四十四条第二項に規定す

だし書に規定する場合並びに第四十四条第二項及び第四項の場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた払込金額の総額の合計額とする。

2～5 (略)

(優先出資に係る資本金等の額の減少)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、優先出資の消却を行うため、第四十二条第四項、農林中央金庫法第七十六条第三項(準備金の積立て)、中小企業等協同組合法第五十八条第三項(準備金及び繰越金)、信用金庫法第五十六条第二項(法定準備金)、労働金庫法第六十条第二項(法定準備金)、農業協同組合法第五十一条第五項(準備金)及び水産業協同組合法第五十五条第五項(準備金及び繰越金)(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、普通出資者総会の決議によって、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

4 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前項の規定による資本準備金若しくは法定準備金の額の減少及び剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金及び法定準備金を計上していない場合には、優先出資の消却を行うため、普通出資者総会の決議によって、

る場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた払込金額の総額の合計額とする。

2～5 (略)

(優先出資に係る資本金等の額の減少)

第四十四条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

消却に必要な額に限り、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

5| 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項の規定により資本準備金若しくは法定準備金又は資本金（以下「資本金等」という。）の額を減少しようとするときは、行政庁の認可を受けなければならぬ。

6| 優先出資を発行している協同組織金融機関は、第一項及び第二項又は第四項の規定による場合のほか、資本金の額の減少を行うことはできない。

7| 第三項及び第四項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。

（債権者の異議）

第四十四条の二 優先出資を発行している協同組織金融機関（農林中央金庫、信用協同組合若しくは中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会に限る。第三項及び次条において「特定優先出資発行協同組織金融機関」という。）は、普通出資者総会において前条第三項又は第四項の決議があつたときは、その決議の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、次条第二項第二号の期間の最終日から六月を経過する日までの間、これらを主たる事務所に備え置かなければならぬ。

（新設）

3| 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本金の額の減少を行うことはできない。

（新設）

（新設）

2 前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的記録により作成することができる。

3 特定優先出資発行協同組織金融機関の債権者は、当該特定優先出資発行協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 第一項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第四十四条の三 特定優先出資発行協同組織金融機関が第四十四条第

三項又は第四項の規定により資本金等の額の減少をする場合には、当該特定優先出資発行協同組織金融機関の債権者は、当該特定優先出資発行協同組織金融機関に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、特定優先出資発行協同組織金融機関は、普通出資者総会において資本金等の額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 資本金等の額を減少する旨

(新設)

- 二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、特定優先出資発行協同組織金融機関が同項の公告を、官報のほか、定款の定めに従い、次に掲げる方法のいずれかによりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。
  - 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
  - 二 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。）
- 4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、特定優先出資発行協同組織金融機関は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 6 前各項の規定は、優先出資を発行している協同組織金融機関（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁

業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に限る。)が第四十四条第三項又は第四項の規定により資本金等の額の減少をする場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	
<p>普通出資者総会において 資本金等の額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に</p>	<p>次に</p>
<p>預金者</p>	<p>貯金者</p>
<p>第二号</p>	<p>第三号</p>
<p>一 資本金等の額を減少する旨 二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨</p>	<p>一 資本金等の額の減少の内容 二 当該農業協同組合若しくは農業協同組合若しくは漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加</p>

前項 第四項及び	
第二項第二号	
第二項第三号	<p>工業協同組合連合会の 計算書類（農業協同組 合法第三十六条第二項 又は水産業協同組合法 第四十条第二項（同法 第九十二条第三項、第 九十六条第三項及び第 百条第三項において準 用する場合を含む。） に規定する計算書類を いう。）に関する事項 として主務省令で定め るもの</p> <p>三 債権者が一定の期間 内に異議を述べること ができる旨</p>

（資本金等の額の減少の無効の訴え）  
第四十四条の四 優先出資を発行している協同組織金融機関の資本金

（新設）

等の額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同項ただし書中「当該株主が取締役、監査役、執行役」とあるのは「当該普通出資者又は優先出資者が理事、経営管理委員、監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十一条 協同組織金融機関の理事、経営管理委員、監事、支配人、参事、優先出資者名簿管理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 第六条第一項、第八条第一項、第十五条第二項、第十六条第三項、第四十二条第四項ただし書又は第四十四条第五項の規定によ

第六十一条 協同組織金融機関の理事、経営管理委員、監事、支配人、参事、優先出資者名簿管理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 第六条第一項、第八条第一項、第十五条第二項、第十六条第三項又は第四十二条第四項ただし書の規定により、行政庁又は主務

り、行政庁又は主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

四〇十八 (略)

十九 第四十四条の二第一項の規定又は第四十四条の三第二項若しくは第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して資本金等の額を減少したとき。

二十 (略)

2 (略)

大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

四〇十八 (略)

(新設)

十九 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（金融整理管財人の選任等）</p> <p>第七十七条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条、労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条並びに優先出資法第四十四条の四において準用する場合を含む。）並びに会社法第八百三十一条（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項並びに労働金庫法第二十四条第十項及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による取締役及び執行役（被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては、理事）の権利についても、同様とする。</p> <p>255 (略)</p>	<p>（金融整理管財人の選任等）</p> <p>第七十七条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条並びに労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項並びに労働金庫法第二十四条第十項及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による取締役及び執行役（被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては、理事）の権利についても、同様とする。</p> <p>255 (略)</p>

(特定管理を命ずる処分)

第二百二十六条の五 (略)

2 特定管理を命ずる処分があつたときは、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、機構に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条、労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条、保険業法第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第七十一条並びに優先出資法第四十四条の四において準用する場合を含む。）並びに会社法第八三十一条（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項、労働金庫法第二十四条第十一項及び第五十四条並びに保険業法第三十条の八第六項、第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに保険業法第八十四条の二第二項及び第九十六条の十六第二項の規定による取締役及び執行役（特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等が信用金庫等である場合にあっては、理事）の権利についても、同様とする。

356 (略)

(特定管理を命ずる処分)

第二百二十六条の五 (略)

2 特定管理を命ずる処分があつたときは、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、機構に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条、労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条並びに保険業法第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第七十一条において準用する場合を含む。）並びに会社法第八三十一条（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項、労働金庫法第二十四条第十一項及び第五十四条並びに保険業法第三十条の八第六項、第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに保険業法第八十四条の二第二項及び第九十六条の十六第二項の規定による取締役及び執行役（特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等が信用金庫等である場合にあっては、理事）の権利についても、同様とする。

356 (略)

○ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（管理人の選任等）</p> <p>第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合法第六十三条の二及び水産業協同組合法第六十七条の二（同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第五十条第三項（同法第五十条の二第二項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。）、水産業協同組合法第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第三十条、農林中央金庫法第五十三条第三項及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条の四において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第六</p>	<p>（管理人の選任等）</p> <p>第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合法第六十三条の二及び水産業協同組合法第六十七条の二（同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第五十条第三項（同法第五十条の二第二項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。）、水産業協同組合法第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第三十条及び農林中央金庫法第五十三条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五</p>

十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）及び再編強化法第二十二條第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定並びに農業協同組合法第四十七条、水産業協同組合法第五十一条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法第五十条において準用する会社法第八百三十一条の規定による理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。第九十四条第四項を除き、以下この章において同じ。）の権利についても、同様とする。

255 (略)

項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）及び再編強化法第二十二條第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定並びに農業協同組合法第四十七条、水産業協同組合法第五十一条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法第五十条において準用する会社法第八百三十一条の規定による理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。第九十四条第四項を除き、以下この章において同じ。）の権利についても、同様とする。

255 (略)

○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総会の決議等に関する法令の規定等の排除）            第二百二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 更生計画の遂行については、会社法第八百二十八条第一項各号（中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の規定、信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七の規定、労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条の規定、合併転換法第五十三条第一項及び第六十五条第一項の規定並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第十四条第三項及び第四十四条の四の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項各号並びに第八百二十九条各号（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二号第五項第一号及び第二号の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関、転換後銀行、新協同組織金融機関又は新株式会社の組合員等</p>	<p>（総会の決議等に関する法令の規定等の排除）            第二百二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 更生計画の遂行については、会社法第八百二十八条第一項各号（中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の規定、信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七の規定、労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条の規定、合併転換法第五十三条第一項及び第六十五条第一項の規定並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第十四条第三項の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項各号並びに第八百二十九条各号（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二号第五項第一号及び第二号の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関、転換後銀行、新協同組織金融機関又は新株式会社の組合員等、理事、監事、清算</p>

、理事、監事、清算人、株主等（会社法第八百二十八条第二項第一号に規定する株主等をいう。）、新株予約権者、優先出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十三条第一項の優先出資者をいう。）、破産管財人又は債権者は、会社法第八百二十八条第一項各号に掲げる行為の無効の訴え又は同法第八百二十九条各号に掲げる行為が存在しないことの確認の訴えを提起することができない。

人、株主等（会社法第八百二十八条第二項第一号に規定する株主等をいう。）、新株予約権者、優先出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十三条第一項の優先出資者をいう。）、破産管財人又は債権者は、会社法第八百二十八条第一項各号に掲げる行為の無効の訴え又は同法第八百二十九条各号に掲げる行為が存在しないことの確認の訴えを提起することができない。